

# 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

・鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業に係る入札説明書等に関して、令和6年4月19日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。多くの質問を頂き、ありがとうございました。

・質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和6年5月15日

鹿児島県



■入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
1	入札説明書の位置づけ	1	1					特段の変更・入札説明書等との相違がなければ、実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答並びに意見交換会の記録により示された解釈は変わらないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	施設整備期間	3	2	(7)	ア			施設整備期間については、4年を想定されていますが、働き方改革や半導体関連工事の影響などから近年の工期より2割程度工期が延びる可能性があると思慮します。貴県としては、問題ないという認識でしょうか。	現在の工期は、類似施設の工期や令和4年度に実施した事業者へのヒアリング結果から設定したものです。また、本年1月に行った意見交換会で頂いた御意見を踏まえ、令和11年7月の供用開始日を変更しないことを条件に、工事の完成期限を当初予定していた令和11年3月末日までから、開業準備期間である、同年5月末日まで延長する提案を可能とする修正を行っています。
3	施設整備期間	3	2	(7)	ア			施設整備期間を令和7年4月から令和11年6月末との記載がありますが、働き方改革や昨今の半導体関連工事の影響から昨年度よりも2割程度工期が延びる可能性があると考えております。事業期間の見直しをご検討願えないでしょうか。	No.2を御参照ください。
4	施設整備期間	3	2	(7)	ア			施設整備期間について、4年を見込まれていますが、働き方改革の観点や昨今の半導体関連工事の影響から昨年度よりも2割程度工期が延びる可能性があると思慮します。貴県としては、問題ないという認識でしょうか。	No.2を御参照ください。
5	施設整備期間	3	2	(7)	ア			「(前略)令和11年5月末日まで施設整備期間を延長する提案ができる。」とございますが、その場合、開業準備期間中の維持管理業務期間が応募者によって異なり、同じ条件にならないことが予想されます。この場合の価格審査点の補正等はお考えでしょうか。	価格審査については入札参加者の入札金額(事業費総額)によって得点化されるものであり、各業務期間が異なることに伴う価格審査点の補正は想定しておりません。
6	施設整備期間	3	2	(7)	ア			施設整備期間は、令和11年5月末日まで延長する提案ができるとのことですが、入札提出書類に提案していなければ認められないと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

■入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
7	施設整備期間	3	2	(7)	ア			「施設整備期間について、供用開始日及び事業終了日を変更しない場合に限り、事業者は、令和11年5月末日まで施設整備期間を延長する提案ができる」との記載がございますが、建設業における改正後の「労働基準法」時間外労働の上限規制適用等を踏まえ、現在の施設整備期間4年以上期間は必要であると想定しております。供用開始時期について施設整備期間の延長に合わせて延長する事は可能でしょうか	供用開始日の延長は想定しておりません。現在の工期は、類似施設の工期や令和4年度に実施した事業者へのヒアリング結果から設定したものです。また、本年1月に行った意見交換会で頂いた御意見を踏まえ、令和11年7月の供用開始日を変更しないことを条件に、工事の完成期限を当初予定していた令和11年3月末日までから、開業準備期間である、同年5月末日まで延長する提案を可能とする修正を行っています。
8	施設整備期間	3	2	(7)	ア			施設整備期間について、事業者の判断で令和11年5月末日までの延長が可能との記載がありますが、開業準備期間1ヵ月では開業準備期間が不足すると想定されます。供用開始日の延期について御再考いただけませんか。	No.7を御参照ください。
9	施設整備期間	3	2	(7)	ア			施設整備期間について、事業者の判断で令和11年5月末日までの延長が可能との記載がありますが、施設整備期間を延長することによる評価の優劣はないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
10	施設整備期間	3	2	(7)	ア			「*基本構想において住吉町15番街区に整備することとした駐車場については、本整備に含めない」とあり、入札説明会の中で「PFIとは別に整備する予定」「新たな利活用を図ることとなった場合には、周辺の県営駐車場の整備・活用等を検討する」旨の説明がありましたが、新たな利活用が決まるまでは仮駐車場として活用するなどの方針があるのでしょうか。	現時点では、住吉町15番街区には、スポーツ・コンベンションセンターの駐車場をPFI事業とは別に整備することとしております。仮に、住吉町15番街区について、新たな利活用の提案があった場合には、県議会での御論議を経て、同センターの駐車場の取扱いを検討することとしており、県議会での御論議の結果、同地について新たな利活用を図ることとなる場合を除き、駐車場は住吉町15番街区に整備することとしています。
11	開業準備期間	3	2	(7)	イ			開業準備期間が令和11年4月1日から令和11年6月末日とございますが、提案上の合理化等を前提とした場合に施設整備完了前(4/1よりも前)と並行して開業準備の開始を提案することは可能でしょうか。	施設整備期間と並行して開業準備業務の開始を提案することは可能です。
12	運營業務	4	2	(8)	イ	(1)		運營業務として周辺地域との連携業務がございますが、具体的に周辺地域とはどの範囲でしょうか。	本施設の事業用地である本港区エリア周辺や、物販・飲食機能を持つ天文館地区、鹿児島中央駅周辺を想定しています。

■入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
13	入札参加者の参加資格要件	7	3	(1)				「その他」の業務を行う企業（ファイナンシャルアドバイザー業務等）の参加資格要件は（ア）入札参加者の参加資格要件（共通）を満たしていれば良いという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
14	その他	7	3	(1)	ア	(オ)		「県内の大学は、入札参加者に含めることはできないものとする」となっている一方、落札者決定基準(13頁(5)運営業務に関する事項,スポーツ振興業務)のなかで、評価の主な観点に「①県内大学などの教育研究機関等との連携について、具体的かつ優れた提案が示されているか」とされています。 要求水準書の業務内容も踏まえこれに対応するために、地域に根差した具体的な提案内容を検討する目的として「入札参加者に含まれない」県内の大学に提案内容に関する助言を求めることは許容されるのでしょうか。	事業者の責任において、県内の大学等に提案内容に関する助言を求めることは可能です。なお、具体的な連携内容については、事業者選定後に、事業者、県及び教育研究機関等で協議するものとします。
15	その他	7	3	(1)	ア	(オ)		「県内の大学は、入札参加者に含めることはできないものとする。」とございますが、運営業務の1つとして明確に定められているため応募者内でそのコミットが必要であり、大学を応募者に含めるのが理想的だと思われます。 今回そうしないとなると、その実現性は多少緩いものにならないと考えますが、万が一実現出来なかった場合の事業者のリスクについてご教示ください。	当該取扱いについては、事業者選定後、県内いずれの大学とも連携できるようにするために設けているものです。 大学との連携に当たっては、事業者の提案内容を踏まえ、事業者選定後に、事業者、県及び教育研究機関等でその実現に向けて協議することとしています。
16	入札参加者の参加資格要件（業務別）	8	3	(1)	イ	(イ)		自由提案事業は事業範囲によると運営業務に含まれていますが、自由提案事業のみを実施する企業の参加資格についても、(ア)記載の参加資格要件（共通）及び(イ)e記載の「運営管理業務に当たる者」が適用される（構成員又は協力企業）という理解でしょうか。	御理解のとおりです。 なお、運営業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとしています。
17	入札参加者の参加資格要件（業務別）	8	3	(1)	イ	(イ)		ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務など、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務に該当しない業務を担う企業は、(ア)入札参加者の参加資格要件（共通）を満たしていれば、(イ)入札参加者の参加資格要件（業務別）は問われないという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

■入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	項目							
18	建設業務に当たる者	9	3	(1)	イ	(イ)	b	(e)	記載されている建設工種の種類は、いずれか1つ該当していればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	建設業務に当たる者	9	3	(1)	イ	(イ)	b	(e)	工事実績の種類（用途等）は限定されないと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	維持管理業務に当たる者	10	3	(1)	イ	(イ)	d		「体育館及び体育館に類する用途を含む建築物に関する1年以上の維持管理実績を有していること」とありますが、当該実績の契約相手方は、行政機関・民間企業等の種別を問わないという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
21	運営業務に当たる者	10	3	(1)	イ	(イ)	e		運営業務に当たる者の参加資格要件として、「体育館及び体育館に類する用途を含む建築に関する1年間以上の運営実績を有すること。」とございますが、体育館に類する用途を含む建築とは、文化ホールや音楽ホールなども含まれるのでしょうか。また、施設の規模等は問われないという理解で宜しいでしょうか。	文化ホールや音楽ホールは、体育館に類する用途を含む建築には含まれません。 なお、施設の規模については、御理解のとおりです。
22	参加資格の喪失	11	3	(1)	エ	(7)			「（前略）入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し」とございますが、それらの入札参加資格確認基準日は(イ)、(ウ)と同様に「当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日」でしょうか。	御理解のとおりです。 より明確化するため、入札説明書を修正します。
23	入札説明書に関する質問への回答の公表	13	4	(5)	ア				「提出があった質問のうち、貴県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。」とございますが、入札説明書等に関する質問の機会が1回しかございません。質疑で生じた貴県と事業者との認識のずれの解消や事業者の提案をより良いものにするために、貴県の判断に限らず、事業者からの要望にも応じて実施していただけないでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答で生じた疑義については、競争的対話の議題として提案していただくことを想定しており、事業者からの要望に応じてヒアリングを実施することは想定していません。
24	競争的対話の実施	15	4	(8)					競争的対話について、人数の規定はありませんがおおよそ何名くらいをご想定でしょうか。事業者にて役割分担の上、参加人数を決めさせていただくという理解でよろしいでしょうか。	競争的対話の詳細については、入札参加希望者の代表企業に対して配布する「対話実施要領」でお示しします。

■入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
25	申込方法	15	4	(8)	ウ			「入札参加資格審査を通過した入札参加希望者の代表企業に対し、「対話実施要領」を配布する。」とありますが、競争的対話の申込期間が「令和6年5月28日(火)～31日(金)午後5時15分まで」と記載があります。一方、入札参加資格確認結果の通知は「令和6年6月7日(金)までに書面により通知する」とありますが、申込期間と入札資格確認結果の通知日の順番が逆になっているかと思われます。見直しをお願いいたします。	御指摘の内容について、入札説明書の修正を行います。
26	対話における議題・質問等	16	4	(8)	カ			必要がある場合は、図面、資料等を提示することも可能とのことですが、当日持参と考えて宜しいでしょうか。	競争的対話の詳細については、入札参加希望者の代表企業に対して配布する「対話実施要領」でお示しします。
27	対話における議題・質問等	16	4	(8)	カ			「入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定」とされておりありますが、必要に応じて模型等の提示も可能でしょうか。	No.26を御参照ください。
28	入札提出書類(提案書)の提出(⑧)	16	4	(9)				入札回数を1回と限定している意図をご教授ください。	予定価格を公表していることから、入札回数を1回としています。
29	開札方法	17	4	(9)	キ			「開札は、代表企業の代表者またはその代理人を立ち合わせて行う」とありますが、代理人は代表企業以外の企業からの選出でも可という理解でよろしいでしょうか。また、立会い者の参加人数について制限はございますでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、立会者数の制限はありません。
30	ヒアリング	17	4	(9)	ク			「提案内容の確認のために必要と判断した場合」とありますが、事業者によるプレゼンテーションではなく質疑応答のヒアリングという理解でよろしいでしょうか。また、事業者によるプレゼンテーションの機会は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ヒアリングを実施する場合、事業者には事前に提案内容を説明していただく予定です。 なお、県議会からの要望を踏まえ、事業者選定の過程において、公開プレゼンテーションを実施できないか、他自治体の事例なども調査しながら検討しているところであり、競争的対話の際に協議を行いたいと考えています。

■入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
31	ヒアリング	17	4	(9)	ク			ヒアリングが必要と判断された場合の事業者以外の参加者の範囲想定をご教示ください（報道関係者、一般市民等）。また、当該参加者は民間事業者の提案内容について、当然守秘義務を遵守いただけるという理解でよろしいでしょうか。遵守いただけない場合、民間事業者のノウハウ流出は甚大な損失に繋がります。	No.30を御参照ください。
32	ヒアリング	17	4	(9)	ク			提案内容確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施するとのことですが、実施しない可能性はございますでしょうか。	事業者選定委員会において不要と判断した場合は、実施しない可能性があります。
33	ヒアリング	17	4	(9)	ク			ヒアリング内容等については事前に代表企業に通知をさせていただきますが、現時点でプレゼンテーションの実施や模型の持ち込みの可否等の想定はございますでしょうか。	ヒアリング及び公開プレゼンテーションについては、No. 30を御参照ください。模型の持ち込みの可否等を含めた実施方法などの詳細については、競争的対話の際に協議を行いたいと考えています。
34	ヒアリング	17	4	(9)	ク			ヒアリングが必要と判断された場合、ヒアリングの場での質疑応答の結果等は審査への影響はございますでしょうか。	事業者選定委員会においては、ヒアリングでの質疑応答の内容も踏まえて審査を行うことを想定しています。
35	入札提案書類の取り扱い	19	4	(11)	キ	(7)		「県は、本事業の公表～一部または全部を無償で使用できるものとする。」とございますが、入札参加者の独自の技術・ノウハウの保護の観点から、公開前に入札参加者へ公開内容に係る意見照会などの実施による非公開部分への意見及び、貴県の公開内容の決定への不服申し立てを行うことは可能でしょうか。	県に提出された書類は全て公文書であり、鹿児島県情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、県は条例に定める不開示情報を除き全て開示する必要があります。また、本事業は公共性の高い事業であることから、本事業に関して県が情報を公表する必要があると判断した場合は、同条例の不開示情報に該当する場合を除き、原則として公表します。なお、その際は、事業者に事前確認を行う予定です。
36	仮契約の締結(⑩)	21	6	(2)				「落札者決定日の翌日から～随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。」とございますが、その際は当該落札者（辞退・失格者）が落札した金額ではなく、随意契約を行う入札参加者が入札した金額にて契約を行うという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。



■入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
37	特別目的会社（SPC）の設立等	21	6	(5)				「本事業を経営するに当たり妥当な資本金～設立すること。」とございますが、貴県が想定される資本金額の制限などございますでしょうか。また、資本金に限らず資本性を有すると認識しうる株式劣後融資等が存在する場合、当該借入金額も勘案されるという理解で宜しいでしょうか。	前段について、資本金額の制限はございません。後段について、事業者が妥当と考える資本金等を設定してください。
38	入札保証金	22	6	(8)				入札保証金の免除の条件がPFI事業としては厳しいと思われるため、緩和は可能でしょうか。また、履行保証保険での対応することは可能でしょうか。	前段については、現行の記載のとおりとします。後段については、履行保証保険ではなく、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該契約に係る保険証券を提出した場合等は入札保証金を免除することとしています。
39	入札保証金	22	6	(8)				入札保証金について、PFI事業の他事例においては免除も見受けられます。幅広く参加を募ることを目的として、免除としていただけませんかでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
40	入札保証金	22	6	(8)				入札保証金について、PFI事業では免除とされることが一般的と認識しています。幅広く入札することを目的として、免除としていただけませんかでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
41	入札保証	22	6	(8)				入札保証金が免除される鹿児島県契約規則第6条第1項各号のうち、第1号の適用を受けようとする場合、本号が指す「一般競争入札に参加しようとする者」は入札参加グループに含まれる企業であれば、代表企業に限らず、構成員等のいずれか1社を指すものとの理解でよろしいでしょうか。	県契約規則第6条各号に示す「一般競争入札に参加しようとする者」は、入札書の提出などの入札手続きを行う代表企業を指します。

■入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
42	入札保証	22	6	(8)				<p>入札保証金が免除される鹿児島県契約規則第6条第1項各号のうち、第2号の適用を受けようとする場合、種類及び規模を同じくする事項に係る契約を2回以上履行したことを証する必要があります。本件と種類及び規模を同じくする事項に係る契約とは、PFI事業契約ではなく、本件の各業務に係る一般発注を指すとの理解でよろしいでしょうか。その場合、各業務の種別は問わず、代表企業、構成員及び協力企業の1社でも満たしていれば免除されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>いずれにしても2回以上履行となると、実績を満たす企業は限られるため、入札保証金免除の要件緩和をご検討願えないでしょうか。</p>	<p>前段については、No.41の回答と同様に第2号も代表企業を指しており、代表企業が担う業務について、PFI事業に限らず、本業務と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出した際は、同号に該当します。</p> <p>なお、県契約規則施行指針第6条関係において、入札に参加しようとする者（本事業でいう代表企業）が、「鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱に基づく入札参加資格審査に合格している建設業者」または「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱に基づく入札参加資格審査に合格している者」である場合は、県契約規則第6条第2号及び第33条第3号に規定する書面の提出があったものとみなし、入札保証金及び契約保証金を免除することができるものとする旨を規定しています。</p> <p>後段については、現行の記載のとおりとします。</p>
43	入札保証金	22	6	(8)				<p>鹿児島県契約規則第6条第1項に基づく入札保証金の免除は、入札参加者の内いずれか1社が同条項を満たせばなされるという理解でよろしいでしょうか。</p>	No.41を御参照ください。
44	入札保証金	22	6	(8)				<p>入札保証金が免除される鹿児島県契約規則第6条第1項各号のいずれかの適用を受けようとする場合、「一般競争入札に参加しようとする者が過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と当該一般競争入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)」と記載がございますが、この場合の「種類及び規模を概ね同じくする事項」とはPFI事業ではなく、各業務それぞれでの発注という理解で宜しいでしょうか。また、この条件は入札参加者のうち、代表企業・構成員・協力企業いずれか1者でも該当すれば条件を満たすと考えて宜しいでしょうか。</p>	No.42を御参照ください。

■入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
45	契約保証金	22	6	(9)				契約保証金納付（履行保証保険証券を提出する場合含む）時期について、事業契約仮契約締結時ではなく、本契約締結時（議会承認時）という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
46	業務の委託	23	7	(4)				「県の承諾を得た場合に限り当該入札提出書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができるものとする。」とありますが、第三者とはSPCからの直接発注先という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
47	その他							説明会においてご説明があった公開プレゼンについてですが、現時点で想定している参加者をご教授ください。メディアや一般県民が参加する場合、提案内容等の流出となることを危惧しています。	現在、県議会からの要望を踏まえ、事業者選定の過程において、公開プレゼンテーションを実施できないか、他自治体の事例なども調査しながら検討しているところであり、頂いた御懸念も踏まえながら、競争的対話の際に協議を行いたいと考えています。
48	その他							説明会においてご説明があった公開プレゼンについてですが、現時点で参加者の守秘義務についてはどのようにお考えでしょうか。民間企業のノウハウが流出すると民間企業側は多大な損失を受けることに繋がることを危惧しています。	No.47を御参照ください。
49	その他							説明会においてご説明があった公開プレゼンについてですが、現時点で審査員への影響はどのようにお考えでしょうか。過剰な計画反対派等の意見が出てくることを危惧しています。	No.47を御参照ください。
50	その他							説明会において、公開プレゼンについては競争的対話の中で事業者に意見聴取することでしたが、今時点で参加対象者はどのようにお考えでしょうか。また、その場合の参加者への守秘義務についてはどのようにお考えでしょうか。民間企業のノウハウが外部に流出することで多大な損失を受けることに繋がることを危惧しています。	No.47を御参照ください。
51	その他							入札説明会において、公開プレゼン実施について検討中とのご説明がございましたが、公開プレゼンが事業者の選定においてどの様な位置づけで評価に繋がる事を想定されているのかお示してください。	No.47を御参照ください。

■入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
52	その他							ヒアリングの場で県職員・審査員以外の不特定多数(報道関係者, 一般市民等)が参加する場合においても, 民間事業者のノウハウ等に関わる, 権利, 競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは非公表としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.47を御参照ください。
53	その他							入札説明会において, 公開プレゼン実施について検討中とのご説明がございましたが, 提案に係るノウハウの流出等が危惧される中, 公開の範囲はどこまでの公開を想定されているかお示してください。	No.47を御参照ください。
54	その他							入札説明会の中で, 公開プレゼンを検討しているとありましたが, 民間ノウハウの流出につながります。そのため, 参加者の範囲や, 守秘義務についてどのようにお考えでしょうか。また, 審査へ影響はありますでしょうか。	No.47を御参照ください。
55	その他							基本構想時に示されておりました「基盤造成経費」につきまして, 「既設舗装の撤去, 整地等」の具体的範囲, 内容につきまして, お示してください。	基本構想でお示ししている「基板造成経費」の「既設舗装の撤去, 整地等」の範囲については, 整備予定地のドルフィンポート跡地, 住吉町15番街区の敷地全域を想定しています。 この他, 同経費には, スポーツ・コンベンションセンターの外構, 基礎工事, 多目的広場の整備や住吉町15番街区の駐車場整備に係る経費の合計をお示ししています。 なお, 本事業の整備予定地はドルフィンポート跡地のみとなり, 住吉町15番街区は含まれていません。

■様式集に関する質問

No.	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項目		様式		
1	提出書類の作成・提出に関する留意事項	1	I	1		(3) から (11) について、正本1部、副本30部の提出となっていますが、昨今の環境への配慮としては過多であると思慮します。部数の見直しをお願い出来ませんか。	必要部数を記載しておりますので、現状の記載のとおりとします。
2	提出書類の作成・提出に関する留意事項	1	I	1		「(3)から(11)の副本には代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業名を類推できる内容（ロゴマーク等）は記載しないこと」とありますが、様式3-1-6で企業名対応表を1部提出しますので正本も副本と同じく企業A等で提出させていただいてもよろしいでしょうか。	正本については企業名を記載してください。
3	提出書類の作成・提出に関する留意事項	1	I	1		副本のうち1部は製本せずにクリアファイル等に入れて提出とのことですが、(3)～(11)の全ての様式を同一のクリアファイル等に入れて提出ということでしょうか。枚数も多いため、必要に応じて様式ごとに紙袋等に入れて提出でも宜しいでしょうか。	製本せず、かつ、まとまった状態であれば、提出方法は柔軟に対応していただいて結構です。 なお、提出の際は、「Ⅱ提出書類の一覧」の各提出書類毎に記載している「提出方法」を参考に様式をまとめてください。
4	提出書類の作成・提出に関する留意事項	1	I	1		「(3)から(11)の副本には代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業名を類推できる内容（ロゴマーク等）は記載しないこと」とございますが、正本にも記載せず様式3-1-6（構成員及び協力企業名対応表）を参照頂くか、別途対応表ファイルに綴じ込むという理解でよろしいでしょうか。	No.2を御参照ください。
5	提出書類の作成・提出に関する留意事項	1	I	1		「【Ⅱ3入札時の提出書類】について、(1)及び(2)は正本1部提出、(3)から(11)は正本1部、副本30部提出すること。なお、副本のうち1部は製本せずクリアファイル等に入れて提出すること。」とあります。 「製本せず」とは、ファイル綴じもしないという理解でよろしいでしょうか。また、ファイル綴じの場合は(3)、(10)を1つ、(5)、(6)、(7)を1つでまとめることになっていますが、同様の順番で並べた方が好ましいでしょうか。	No.3を御参照ください。

■様式集に関する質問

No.	タイトル	該当箇所				質問	回答	
		頁	項目		様式			
6	入札時の提出書類の(3)から(11)の留意事項	1	I	3		「各様式の枠内に記載されている注記事項については、削除した上で提案内容を記載すること。」とございますが、【1 入札説明書等に関する質問書・意見書等に関する提出書類】【2 入札参加表明時の提出書類】【3 入札時の提出書類の(1), (2)】の注記事項は削除しないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 御質問で挙げられている様式以外についても、枠外に記載している注記事項については削除しないでください。	
7	提出書類の一覧	2	II			提出ファイルが細かく分かれていますが、昨今の環境への配慮としては過多であると思慮します。ファイル数の見直しをお願い出来ませんかでしょうか。	必要と判断できる書類の提出を求めていますので、現状の取扱いのとおりとします。	
8	施設計画に関する事項についての提案書	3	II	3	(4)	3-4-3 3-4-4	提出方法に「用紙はA3版で横長横置きとして作成すること」とあります。様式3-4-3工程計画書および様式3-4-4面積表についてA3版で作成し、その他の施設計画に関する事項についての提案書はA4版で作成してよろしいでしょうか。	施設計画に関する事項についての提案書は、様式3-4-1, 2を除きA3判で作成してください。 なお、より明確化するため、様式集pp. 54-62の注釈を修正します。
9	施設計画に関する事項についての提案書	3	II	3	(4)	3-4-3 3-4-4	「用紙はA3版で横長横書きとして作成すること」とございますが、様式3-4-3, 3-4-4については様式集にA3で作成する旨注釈がある一方、その他は注釈がなく、様式集だけを見るとA4で作成するようにも受け取れます。どちらで作成すればよろしいでしょうか。	No. 8を御参照ください。
10	施設計画に関する事項についての提案書	3	II	3	(4)		3 入札時の提出書類, (4)施設計画に関する事項についての提案書の様式(様式3-4-1~3-4-12)について、提出書類一覧ではA3版横長横書きとありますが、様式はA4版となっています。提出書類一覧の通り、A3版横長横書きと考えてよいでしょうか。	No. 8を御参照ください。
11	施設計画に関する事項についての提案書	3	II	3	(4)	3-4-4	様式3-4-4はA3縦で作成し、横向き(片袖折り)に綴じるのでしょうか。	No. 8を御参照ください。
12	共通事項	6	III	1			入札時の書類をとじたファイルの表紙及び背表紙に、提案書の種類等を記載とございますが、テプラ等のシール形式でも問題ないでしょうか。指定の記載方法や制限等ございましたらご教示ください。	シール形式でも問題ありません。 記載方法については、様式集pp. 6-9「Ⅲ入札参加関連の提出書類の提出方法」を御参照ください。

■様式集に関する質問

No.	タイトル	該当箇所			質問	回答	
		頁	項目	様式			
13	設計図書類	7	Ⅲ	4	(8)	「(前略)その他提案内容に応じた外観透視図(2面)を」とございますが、落札者決定基準4(2)【施設デザイン・景観】において「②市街地からの桜島の眺望について、朝日通りやみなと大通り、マイアミ通りからの眺望に留意した提案が示されているか」とあります。各通りからの外観透視図を作成する場合3面となりますが、1面は「西側前面道路からのアイレベル外観透視図」と兼ねると考えてよろしいでしょうか。	提案内容に応じた外観透視図の視点場の設定は、事業者の提案とします。
14	設計図書類	7	Ⅲ	4	(8)	枝番号と通し番号は異なるものと考えて宜しいでしょうか。その場合、枝番号の位置は任意でしょうか。	枝番号と通し番号は異なるものです。枝番号は任意の位置に記載してください。
15	自由提案事業に関する照会書	16	Ⅳ	1	1-2-4	提案内容の中で「※想定する事業、施設内容について具体的に記載してください。(想定する利用者、実施方法、開催時間・頻度、営業時間、施設概要など)」とございますが、 ①こちらの提出締切は競争的対話の申込期限の5月31日(金)という理解でよろしいでしょうか。 ②それ以降に新たに検討した自由提案の可否については事業者の責任で実施すると考えてよろしいでしょうか。	①「自由提案事業に関する照会書」については、6月10日(月)までに御提出いただければ結構です。 ②競争的対話時に確認を行わなかった自由提案事業の提出も可能ですが、提案内容によっては当該提案を受け入れられない可能性もありますので、できる限り競争的対話時に県への確認を取っていただきたいと考えています。 なお、社会情勢の変化などのやむを得ない事情があると認められる場合は、競争的対話後に、事業内容の変更・追加など、必要に応じて協議に応じます。
16	入札参加表明時の提出書類	18	Ⅳ	2	2-2 2-3 2-4	「その他」の業務を行う企業の当該企業に関する入札参加表明時の提出書類の対象は、様式2-2, 2-3, 2-4という理解でよろしいでしょうか。	様式2-2, 2-3, 2-4のほか、今回追加する様式2-10「その他業務に当たる者【添付書類あり】」を提出してください。
17	入札参加表明書	19	Ⅳ	2	2-2	「注2 役割には、「設計業務に当たる者」、「建設業務に当たる者」、「工事監理業務に当たる者」、「維持管理業務に当たる者」、「運營業務に当たる者」、「その他」のいずれかを記載してください。」とございますが、役割については、主たる業務について記載するという理解でよろしいでしょうか。(例：設計と建設を行い、主たる業務が建設の場合は、建設業務と記載)	御理解のとおりです。

■様式集に関する質問

No.	タイトル	該当箇所			質問	回答	
		頁	項目	様式			
18	入札参加者構成表	20	IV	2	2-3	押印が必要な書類であり、手続きの関係から各社1頁で作成したうえで、代表企業が当該様式をまとめて袋とじ割り印のうえ提出させていただくことをお認めいただけないでしょうか。	御提案の提出方法で可とします。
19	入札参加者構成表	20	IV	2	2-3	各社の押印が必要となっておりますが、連名だと持ち回りに時間を要するため、1社1枚とし袋綴じ等して提出することもよろしいでしょうか。	No. 18を御参照ください。
20	入札参加者構成表	20	IV	2	2-3	代表企業・構成員・協力企業の各社の押印が必要となると押印に多くの時間を要してしまうため、各社1枚ずつの提出でもよろしいでしょうか。	No. 18を御参照ください。
21	入札参加者構成表	20	IV	2	2-3	押印必要書類について、実印ではなく使用印鑑での押印でもよろしいでしょうか。	実印の押印をお願いします。
22	入札参加者構成表	20	IV	2	2-3	入札参加構成表（その他押印書類含む）に関し、貴県への業者登録は現地支店名義ならびに支店長印で登録しているのですが、記名捺印は登録の支店長印か会社代表者印のどちらで提出すれば宜しいでしょうか。	会社代表者印を押印の上、提出してください。
23	設計業務に当たる者	22	IV	2	2-5	様式2-5について 【添付書類4】の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）は、国税その3の3で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
24	設計業務に当たる者	22	IV	2	2-5	様式2-5について 【添付書類7】のPUBDIS登録証明書が無い場合は、添付不要で宜しいでしょうか。	添付不要で問題ありません。 その他の添付書類として求めている契約書の写し等で確認を行います。
25	設計業務に当たる者	22	IV	2	2-5	【添付書類】7の「実績に記載した業務のPUBDIS登録証明書等」について、PUBDIS等へ未登録の場合は以下の書類で対応できますか。①契約書の写し ②仕様書等の写し（業務内容を確認できる）。 ほかに必要書類があればご教示願います。	No. 24を御参照ください。



■様式集に関する質問

No.	タイトル	該当箇所			質問	回答	
		頁	項目	様式			
26	設計業務に当たる者	22	IV	2	2-5	入札説明書P. 8に「(b) 鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加者登録結果一覧表に登録されている者であること。」と参加資格要件がありますが、様式集P. 22の添付書類一覧表には、上記を証明する書類提出は記載されていないため、提出不要との認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
27	設計業務に当たる者	22	IV	2	2-5	設計業務および工事監理業務の双方に携わる場合はそれぞれに【添付書類】の添付が必要となりますか。	御理解のとおりです。
28	設計業務に当たる者	22	IV	2	2-5	業務実績に記載された契約書の写しは、契約金額は伏せた形式での提出でよろしいでしょうか。	契約金額は伏せず提出してください。
29	設計業務に当たる者	22	IV	2	2-5	添付書類の会社概要、貸借対照表、損益計算書、業務実績に記載された契約書の写しといった枚数の多い書類は両面印刷にて提出してもよろしいでしょうか。	両面印刷で問題ありません。
30	設計業務に当たる者	22	IV	2	2-5	添付書類の納税証明書は様式3の3を提出するという理解でよろしいでしょうか。また、発行日は令和6年4月のもので差し支えありませんでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、令和6年4月発行のもので問題ありません。
31	設計業務に当たる者	22	IV	2	2-5	添付書類の業務実績に記載された契約書の写しは、契約相手方の代表者の記名押印、業務の履行場所、契約期間、具体的な受託業務の範囲が記載された箇所のみ提出でよろしいでしょうか。	入札参加者の参加資格要件が確認できる書類を提出してください。
32	設計業務に当たる者	22	IV	2	2-5	添付書類の直近3期分の貸借対照表や損益計算書(単体・連結共に)について、株主総会が入札参加表明書類の提出締切日より後のため、令和5年度のものに合わない場合、令和4～2年度分の提出でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	建設業務に当たる者	23	IV	2	2-6	入札説明書P. 9に「(a) 鹿児島県建設工事入札参加資格者登録結果一覧表に登録されている者であること。(b) 上記(a)の建設工事の種類として建築一式を有していること。」と参加資格要件がありますが、様式集P. 23の添付書類一覧表には、上記を証明する書類提出は記載されていないため、提出不要との認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■様式集に関する質問

No.	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項目	様式			
34	建設業務に当たる者	23	IV	2	2-6	当該書類への代表者印の押印は不要でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
35	工事監理業務に当たる者	24	IV	2	2-7	【添付書類】7の「実績に記載した業務のPUBDIS登録証明書等」について、PUBDIS等へ未登録の場合は以下の書類で対応できますか。 ①契約書の写し ②仕様書等の写し(業務内容を確認できる)。ほかに必要書類があればご教示願います。	No. 24を御参照ください。
36	工事監理業務に当たる者	24	IV	2	2-7	入札説明書P. 10に「(b) 鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加者登録結果一覧表に登録されている者であること。」と参加資格要件がありますが、様式集P. 2の添付書類一覧表には、上記を証明する書類提出は記載されていないため、提出不要との認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
37	維持管理業務に当たる者	25	IV	2	2-8	納税証明書はその3の3を提出すれば足り、その1の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
38	維持管理業務に当たる者	25	IV	2	2-8	提出する決算報告書は提出できる年度の直近3年分の提出でよろしいでしょうか。 ※2023年度については24年6月末以降の公開となるため、5/24時点では2022年度までの3年度の提出となります。	貸借対照表及び損益計算書は、直近3期分の提出で問題ありません。
39	要求水準に関する誓約書	36	IV	3	3-1-5	押印者は受任者(代理人)になりますでしょうか。	押印者は、入札参加者の代表企業になります。
40	構成員及び協力企業名対応表	37	IV	3	3-1-6	提案書表記の「○○業務にあたる者○」は例えば「設計企業A」や「設計A」「構成員A」のように省略した提案者の任意の形としてもよろしいでしょうか。	提案書の記載例に合わせて記載してください。
41	基礎審査確認リスト(3) 施設整備計画	-	IV	3	3-1-7	表2列目5行目。VIPラウンジ⇒VVIPラウンジの理解でよろしいでしょうか。	様式集を修正します。
42	リスクへの対応に関する提案書	45	IV	3	3-3-4	リスク分析を行う資料など本様式項目に関連する資料(任意様式)を添付してもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

■様式集に関する質問

No.	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項目	様式			
43	修繕・更新業務に関する提案書	65	IV	3	3-6-4	様式3-11-4(3)にて費用を含めた事業期間中の修繕計画を提出することが求められていますが、様式3-6-4においても修繕に係る費用を記載する必要があるのでしょうか。	様式3-6-4についても、修繕に係る費用を記載してください。
44	自由提案事業に関する提案書	74	IV	3	3-7-9	別紙様式を合わせて5枚の制限枚数でしょうか。	制限枚数は別紙様式を除いた様式3-7-9の枚数を指します。
45	自由提案事業に関する提案書	74	IV	3	3-7-9	「別紙様式(3-7-10-1～3-7-10-3)」と記載がありますが、3-7-10-3が見当たりません。「別紙様式(3-7-10-1～3-7-10-2)」の記載間違いでしょうか。	様式集を修正します。
46	自由提案事業に関する提案書	74	IV	3	3-7-9	ネーミングライツの提案がある場合は期間、金額以外の提案内容を記載しない、となっておりますが提案した期間、金額を達成できなかった場合にペナルティ等はあるのでしょうか。	ネーミングライツに関する提案があった際は、本事業の事業者選定委員会とは異なる選定委員会を設置・開催し、ネーミングライツに関する提案内容(ネーミングライツパートナー申込書、概要等による)の適正を審査することとしています。 その後、選定事業者との調整を経て、協定を締結し、契約書を取り交わすこととしています。 期間や金額などの提案の達成ができないとなった場合には、ネーミングライツに関する契約書に基づき対応することになると想定しています。
47	鹿児島県スポーツ・コンベンションセンターネーミングライツパートナー申込書	75	IV	3	3-7-10	ネーミングライツパートナーにネーミングライツの効果が反映されるのは供用開始後と思われそうですが供用開始まで約5年間の期間があります。その5年間で社会情勢の変化等により提案したネーミングライツパートナーを変更又は中止せざるを得ないことも想定されます。変更又は中止に係るやむを得ない事情が発生した場合はネーミングライツについて貴県と協議とさせていただけないでしょうか。	No.46を御参照ください。
48	鹿児島県スポーツ・コンベンションセンターネーミングライツパートナー申込書	75	IV	3	3-7-10	本様式に要求水準別紙15 3 (2)に定める③～⑧の資料も合わせて提案書として提出することとなるのでしょうか。	御理解のとおりです。
49	(設計図書類1)表紙	77	IV	3	設計図書類1	当項目の添付する図面同様にA3横にて作成する理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■様式集に関する質問

No.	タイトル	該当箇所			質問	回答	
		頁	項目	様式			
50	什器・備品リスト	79	IV	3	3-9-2	注3において、「提案する什器備品については、外見・性能等がわかるように、パンフレット等を提案内容の番号順位添付してください。」とございますが、要求水準書別紙11「什器・備品リスト」に記載と同様の什器備品を採用する場合もパンフレット等の提案内容の添付が必要でしょうか。	別紙11「什器・備品リスト」に記載されている什器備品を採用する場合は不要とします。
51	設計・建設の対価の内訳書	83	IV	3	3-11-2	「注1 金額単位：円（1円未満は切り捨ててください。）」とございますが、Excel表は「単位：千円」となっております。「単位：千円」に統一してよろしいでしょうか。	「単位：千円」に統一してください。様式集を修正します。
52	設計・建設の対価の内訳書	83	IV	3	3-11-2	(2) 施設整備業務費の「対話」の内訳書とありますが、「対価」の間違いでしょうか。	御理解のとおりです。様式集を修正します。
53	維持管理・運営の対価の内訳書	87	IV	3	3-11-4	業務ごとにかかる費用（人件費、消耗品費等の合計額）を記載するとの理解でよろしいでしょうか。一人の職員が複数の業務に関わる場合は、主たる業務の欄にその職員の人件費を計上するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
54	維持管理・運営の対価の内訳書	89	IV	3	3-11-4	本様式では、事業契約書別紙2におけるサービス購入費C-3に関する記載の通り支払額を調整するのではなく、実際に各年度にかかる修繕費用を記載すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書別紙2「サービス購入費の算出方法及び支払方法」の「4 サービス購入費の支払方法」「(3)維持管理・運営の対価の支払方法」に記載している支払方法に基づき記載してください。
55	修繕・更新に係る対価の内訳書	89	IV	3	3-11-4	小項目では対象物だけではなく、作業内容まで含めて記載し、作業内容ごとに列及び金額を分け提案するという理解でよろしいでしょうか。（例：外壁で塗装とシール修繕を計画する場合、外壁塗装と外壁シール修繕それぞれの金額を記入するか否か）	御理解のとおりです。
56	修繕・更新に係る対価の内訳書	89	IV	3	3-11-4	備考欄に記載する積算根拠の記入例をご教示いただけませんか。	事業者の提案とします。
57	損益計算書、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表	96	IV	3	3-11-9	キャッシュフロー計算書について当期利益から始まる間接法の様式のようにも読み取れますが、直接法で作成することもお認めいただける認識でよろしいでしょうか。	様式集に記載の様式で作成してください。

■様式集に関する質問

No.	タイトル	該当箇所				質問	回答	
		頁	項目		様式			
58	損益計算書, キャッシュフロー計算書及び貸借対照表	96	IV	3		3-11-9	SPC清算期間となる令和26年度の列を挿入しても差し支えないでしょうか。	令和26年度に発生する支払いは, 令和25年度の支払いに含めて記載してください。
59	その他						計画書内の提案を補足する資料(関心表明書リストや原紙等)を添付することは可能でしょうか。	事業者提案とします。
60	その他						金融機関以外の者から関心表明書を取得した場合, 提案書の添付資料として提出することは可能でしょうか。その際の様式は事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	添付資料としての提出は可能です。形式は事業者提案とします。

■落札者決定基準に関する質問

No.	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項目				
1	性能審査	3	2	(3)	エ	審査項目ごとに得点を付与するとのことですが、各専門分野の委員が該当する項目を審査されるのでしょうか。それとも、全委員が全項目を審査した上で、得点が付与されるのでしょうか。	詳細な審査方法に関しては、今後、事業者選定委員会の協議を踏まえて決定いたします。
2	性能審査	3	2	(3)	エ	「(前略)性能審査においては提案内容の確認をするために必要を判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施する。」とございますが、具体的にはどのような場合を想定されているのでしょうか。	事業者選定委員会において、事業者の提案内容についてヒアリングが必要と判断した場合を想定しています。
3	評価項目の採点基準	5	3	(2)	イ	性能審査は各審査員の評価の平均値を採用するということでしょうか。また、評価方法は複数の提案の相対評価と絶対評価どちらに該当しますでしょうか。	詳細な審査方法に関しては、今後、事業者選定委員会の協議を踏まえて決定いたします。
4	性能審査における評価項目および配点	7	4			○は主要な様式と合わせて審査対象とする様式とのことですが、配点対象になるという認識で宜しいでしょうか。配点における主要な様式との扱いの違いをご教示ください。	御理解のとおりです。採点においては、「主要な様式」を中心に、「主要な様式と合わせて審査対象とする様式」の内容も総合的に踏まえて、採点を行います。
5	施設整備業務の取組方針及び実施体制	8	4	(2)		施設整備業務の取組み方針及び実施体制②に「非常時を含め」とございますが、施設整備期間中に天変地異等があった場合を想定されていますでしょうか。	非常時とは、事故及び災害発生時を想定しています。
6	諸室計画	10	4	(2)		VIP席、VVIP席、VIPラウンジ、VVIPラウンジは4種類全て必要との考えでよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。 なお、必要な諸室については別紙9「必要諸室及び仕様」を御確認ください。
7	自由提案事業	14	4	(5)		ネーミングライツの配点は、45点中何点でしょうか。	各評価項目については、記載の評価の主な視点を踏まえ、総合的に審査します。
8	自由提案事業	14	4	(5)		自由提案事業におけるネーミングライツに関する提案の配点をご教示ください。	No.7を御参照ください。

■落札者決定基準に関する質問

No.	タイトル	該当箇所			質問	回答
		頁	項目			
9	自由提案事業	14	4	(5)	評価の主な視点のうち「④ネーミングライツに関する有効な提案が示されているか」とございますが、要求水準書 別紙15 ネーミングライツ（命名権）に示されている別途設置される選定委員会における選定基準と同様の基準で本件入札にて提案内容が評価されると考えて宜しいでしょうか。	評価の主な視点に記載のとおり、本件入札ではネーミングライツに関する有効な提案の有無で評価することを想定しています。
10	公開プレゼンについて				入札説明会の際に、公開プレゼンについてございましたが、参加者の範囲想定はどのように考えていますでしょうか。	入札説明書に関する質問No. 47を御参照ください。
11	公開プレゼンについて				プレゼン内において民間のノウハウ等が出てくることになるかと存じますが、参加者の守秘義務についてはどのようにお考えでしょうか。	入札説明書に関する質問No. 47を御参照ください。
12	公開プレゼンについて				公開プレゼン時の参加者の反応等審査に影響がありますでしょうか。	入札説明書に関する質問No. 47を御参照ください。

■基本協定書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
1	義務の委託又は請負	3	6	1				構成員が「その他の業務」を実施する場合は「その他（○）業務を●●に」等として記載する想定でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	暴力団の排除に関する措置	5	8	2				「入札金額の100分の10に相当する額」とありますが、「入札金額」とは様式3-2-1入札書で示す金額との理解でよろしいでしょうか（11条2項，3項同様）。	御理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
1	提案書類と要求水準の関係	7	1		6	1		未充足部分があった時点で、提案書類を訂正しなければならないとのことですが、選定時点でしょうか。設計期間以降は、設計図書等にて訂正箇所を反映と考えて宜しいでしょうか。	契約締結後の取扱いを記載しており、提案書類の訂正が必要となります。ただし、軽微な修正については、県と協議の上、提案書の訂正を省略することも想定しています。
2	提案書類と要求水準の関係	7	1		6	1		『提案書類において…提案書類を訂正しなければならない。』とございますが、設計変更その他の措置を講じる場合、過大な費用が掛かる場合には、協議いただけるようご配慮いただけないでしょうか。	現行の記載のとおり、事業者の負担とします。
3	統括責任者、総括責任者、業務責任者及び業務担当者	7	1		7	1		統括責任者と総括責任者の定義及び役割をそれぞれご教示ください。	統括責任者は、要求水準書「第1 総則」「7 統括責任者の配置」を、総括責任者は、要求水準書「第3 開業準備に関する要求水準」「1 総則」「(3) 総括責任者及び開業準備業務責任者等の配置」を御参照ください。
4	統括責任者、総括責任者、業務責任者及び業務担当者	7	1		7	2		「設計責任者は統括、責任者、総括責任者、業務責任者を兼ねることはできない」とございますが、設計業務責任者は兼ねられると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。



■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
5	契約の保証	8	1		11	1		「…第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、又は…履行保証保険契約を締結せしめた後、直ちにその保険証券を発注者に提出しなければならず、…」となっていますが、保険証券の発行には保険契約締結後一定の期間を要することから、保険会社発行の「付保証明書」を保険契約締結後直ちにご提出し、保険証券は発行されしだい速やかにご提出することよろしいでしょうか。	御提案いただいた取扱いで問題ありません。
6	契約の保証	9	1		11	2		「サービス購入費A-1及びA-2」は税抜きでよろしいでしょうか。	事業契約書(案)別紙1「用語の定義」(16)を御参照ください。
7	発注者の請求による要求水準書の変更	11	2		18	3		「ただし、事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。」とございますが、発注者の請求により要求水準書を変更した場合は、それにより生じた増加費用等は発注者にご負担いただくべきであり、事業者が増加費用等の発生を防止する義務を負うのは不相当であると考えます。ついては、本但し書きは削除いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
8	事業者の請求による要求水準書の変更	12	2		19	5		予見できない新たな技術の導入等によって設備投資の必要が出る等、費用が増加してしまう場合は、本条に従い要求水準及びサービス購入費の変更について協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
9	本施設の設計	13	3		21	2,8		資金調達等に必要のため、基本設計及び実施設計に係る図書の承諾をいただく際、承諾書等の書面による通知をいただけますでしょうか。	可能な限り対応するよう努めます。
10	本施設の設計	13	3		21	10	(1)	「発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し又は供用開始が遅延した場合」は、引渡予定日及び供用開始日の延期だけでなく増加費用及び損害も発生する可能性がありますので、「引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけを延期し、かつ当該増加費用及び増加費用を負担する」として頂けますでしょうか。	発注者(県)の責めに帰すべき事由で、引渡予定日及び供用開始日が延期されたことにより、増加費用及び損害が発生した場合は、県の負担となることを想定しています。より明確化するために事業契約書(案)の修正を行います。
11	本施設の設計	13	3		21	10	(1)	「引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけ延期」された場合は事業期間(事業終了日)も延期される理解でよろしいでしょうか(他条項においても同様)。	現時点において、事業期間の延長等は想定していません。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
12	本施設の設計	14	3		21	12		「設計業務に起因して(原因の如何を問わず設計図書等の変更があった場合を含む。), 本業務に係る費用が減少した場合, 発注者は, かかる減少分をサービス購入費から減額する。」とございますが, ここでの「費用が減少した場合」とは, どのような事象を想定されているか, 具体的にご教示いただけないでしょうか。	例えば, 延床面積の減少等が想定されますが, 具体的な事象については, 都度判断します。
13	設計に関する第三者の使用	14	3		22	1		業務の第三者への委託について県の承諾を得るための条件等をご教示ください。	第三者への委託が必要な理由について明示していただき, 県で必要と判断した場合は, 承諾します。
14	本施設の建設	15	4	1	24	4		「事業者は, 本件工場の現場着工までに当該保険の証券又はこれに代わるものとして発注者が認めたものを発注者に提示の上, 写しを提出しなければならない。」となっておりますが, 保険証券の発行には保険契約締結後一定の期間を要することから, 保険会社発行の「付保証明書」を本件工場の現場着工までにご提示の上写しをご提出し, 保険証券は発行されしだい速やかにご提示の上写しをご提出することよろしいでしょうか。	御提案いただいた取扱いで問題ありません。
15	本施設の建設	15	4	1	24	4		「事業者は, 本件工場の工期中, 自ら又は建設企業をして別紙4に規定する保険に加入することとし, …」となっておりますが, 当該保険は別紙4の「1 施設整備業務に係る保険」に記載されている保険という理解でよろしいでしょうか。念のためご教示ください。	御理解のとおりです。
16	本施設の建設	15	4	1	24	5	(1)	「発注者の責めに帰すべき事由により, 本施設の引渡し又は供用開始が遅延した場合」は, 引渡予定日及び供用開始日の延期だけでなく増加費用及び損害も発生する可能性がありますので, 「引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけを延期し, かつ当該増加費用及び増加費用を負担する」として頂けませんか。	No. 10を御参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
17	本施設の建設	15	4	1	24	5	(2)	『発注者の責めに帰すことのできない事由（不可抗力及び法令変更を除く。）』により生じた増加費用・損害について事業者負担となっておりますが、どのような事由を想定されているかをご教示ください。 また、事業者に帰責事由がなく生じた増加費用・損害の負担につきましては、事業者にも帰責事由が無いものとして、不可抗力同様の取扱いとしていただきますようお願いいたします。	前段については、例えば、事業者の故意・過失によるものが想定されますが、具体的な事由は都度判断します。後段については、損害や増加費用は契約法の債務者主義により当事者各自の負担となることを想定しています。
18	本件工事に係る第三者の使用	16	4	1	25	1		業務の第三者への請負について県の承諾を得るための条件等をご教示ください。	No. 13を御参照ください。
19	本件工事に係る第三者の使用	16	4	1	25	1		『事業者は、建設業務を建設企業に請け負わせるほか、発注者の承諾を受けた場合に限り、建設業務の一部を建設企業以外の第三者に請け負わせることができる。』とございますが、建設業務の一部とはどういった業務を想定されているのでしょうか。また、第三者とは、参加表明を行っていない企業若しくは団体もふくまれるのでしょうか。ご教示ください。	前段については、具体的な想定はありません。後段については、御理解のとおりです。
20	本件工事に係る第三者の使用	16	4	1	25	2		本項における「建設業務の一部を受注した者」とは1項で定める「建設業務の一部を請け負う建設企業以外の第三者」を指すのでしょうか。	御理解のとおりです。
21	本件工事に係る第三者の使用	16	4	1	25	2		「建設業務の一部を～第三者に請け負わせる場合」には、貴県へはあくまでも通知のみであり、通知に関する貴県の承諾等は不要という理解で宜しいでしょうか。また、承諾が不要な場合、通知日と請負契約締結予定日には一定の期間を設ける必要はないという理解で宜しいでしょうか。（通知日と同日付で契約締結が可能という理解が良いか。）	御理解のとおりです。
22	工事監理業務に係る第三者の使用	17	4	1	28	1		事業者より業務を受注した工事監理企業をして、当該業務の一部を第三者へ委託することは可能でしょうか。地元企業への再委託による地元企業への発注額の増額などが期待されると思料いたします。	工事監理企業が、当該業務の一部を第三者へ委託することは可能です。
23	工事監理業務に係る第三者の使用	17	4	1	28	1		業務の第三者への委託について県の承諾を得るための条件等をご教示ください。	No. 13を御参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
24	工事監理業務に係る第三者使用	17	4	1	28	1	建設業務と同様に、事業者より業務を受注した工事監理企業をして、当該業務の一部を第三者へ委託することは可能でしょうか。地元企業への再委託による地元企業への発注額の増額などが期待されると思料いたします。	No. 22を御参照ください。	
25	本工事に伴う近隣対策	18	4	1	31	2	本工事に伴い、合理的な範囲で近隣対策を実施とのことですが、港湾関係者等の近隣関係者をご教示ください。また、これまでの検討にあたり意見交換等を実施した近隣関係者等がございましたらご教示ください。	具体的な協議先については、事業者の選定後、県との協議の上、決定します。	
26	本件工事に伴う近隣対策	18	4	1	31	3	「事業者は、あらかじめ発注者の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として工事实施計画を変更することはできない。」とございますが、第24条第2項において「本件工事の施工方法、その他の本件工事のために必要な一切の手段は、この契約等に従い事業者がその責任において定める。」とされていることとの兼ね合いからすると、工事实施計画は設計図書を逸脱しない限りにおいて施工者の裁量で行えるものであるべきと考えます。ついでに、本条項を削除いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。	
27	発注者による説明要求及び建設現場立会い	19	4	1	33	4	貴県による立ち合いをスムーズかつ安全に実施するため、事業者又は建設企業へ事前に通知していただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。	
28	引渡し予定日の変更	21	4	2	38	4	引渡し予定日が変更された場合は事業期間（事業終了日）も変更される理解でよろしいでしょうか。	No. 11を御参照ください。	
29	引渡し予定日の変更	21	4	2	38	5	引渡し予定日の変更に伴い借入金融機関へのブレイクファンディングコストが生じた場合は合わせてお支払いいただけてと考えてよろしいでしょうか。	県の請求により引渡し予定日を変更する場合は、御理解のとおりです。	
30	事業者による完了検査	22	4	4	42	4	「別紙4第1項の保険に規定する種類及び内容の保険の証書の写し（保険の証書の写しは本施設が完成検査に合格したことを確認した場合のみ）」とございますが、当該保険は着工時点で付保しており、竣工時に提出する必要性についてご教示ください。	「別紙4第2項」に修正します。	
31	本施設の契約不適合責任	23	4	4	45	1	ただし書きの「履行の追完に過分の費用を要するとき」と記載の過分の費用とはどのような算出方法を想定されておりますでしょうか。	具体的な算出方法は想定していません。	

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
32	従事職員の確保等	25	5		48	1		維持管理・運營業務に従事する者の名簿を提出とのことですが、委託先も含まれますでしょうか。	御理解のとおりです。
33	指定の期間	26	6	1	53			指定管理の始期が供用開始日（令和11年7月1日）とされていますが、第46条1項において維持管理以外の業務で必要と認めるものは開業準備期間前でも実施ができるとあります。指定管理期間前でも「指定管理者（予定）」として対外的な営業等の活動が可能と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
34	保険の付保	27	6	1	57			供用開始後に施設所有者として貴県が付保する保険（例：火災保険，地震保険等）がありましたらご教示ください。	建物共済に加入することを想定しています。
35	保険の付保	27	6	1	57	2		2項にて委託先の第三者に保険加入をするよう義務付けられておりますが、SPCが付保する保険の被保険者に含めることで、当該要求を満足できると解釈できませんでしょうか。または、「事業者又は維持管理・運營業務の受託者を以て別紙4第2項に規定する保険に加入すること」で、当該要求を満足できると解釈できませんでしょうか。	前段については、別紙4の規定を満たす限りでは問題ありません。後段についても、事業者又は維持管理・運營業務の受託者を以て別紙4第2項に規定する保険に加入することで問題ありません。
36	保険の付保	27	6	1	57	3		「事業者は、前2項の規定により保険に加入し、または加入させたときは、速やかにこれを証する書面を発注者に提示しなければならない。」となっていますが、保険証券の発行には保険契約締結後一定の期間を要することから、保険会社発行の「付保証明書」を速やかにご提示し、保険証券は発行され次第ご提示するというところでよろしいでしょうか。念のためご教示ください。	No.5を御参照ください。
37	施設使用の考え方	28	6	1	59			自由提案施設の建物転貸では事業者不動産取得税等が発生して入札金額の増加要因となります。また、自由提案事業を事業者が所有することで将来公共事業の運営にリスクが及ぶ恐れもあるため、自由提案施設の土地は事業者が借地して自由提案企業に転貸し、自由提案施設は自由提案企業が建設し所有するというスキームを認めて頂けますでしょうか。 問題ない場合、第86条に自由提案事業に係る借地権の転貸を認める規定を追加願います。	現行の記載のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
38	維持管理・運営業務に伴う近隣対策	30	6	1	64	2		維持管理・運営業務に伴い合理的な範囲で近隣対策を実施とのことですが、港湾関係者等の近隣関係者をご教示ください。また、これまでの検討にあたり意見交換等を実施した近隣関係者等がございましたらご教示ください。	No. 25を御参照ください。
39	維持管理・運営業務に伴う近隣対策	30	6	1	64	3		「本施設を設置すること自体に関する近隣対策は発注者が実施する」とありますが、例えば本施設にて実施を想定されている「コンサート」や「コンベンション」自体の開催の中止（特定の興行を指しての事象を除く）を求める近隣住民の反対運動・訴訟等も当該定義に含まれると考えてよろしいでしょうか。	施設のコンセプトに関する意見の対応は御理解のとおりです。 なお、供用開始後の意見、要望及び苦情等の対応については、運営業務に含まれています。
40	本施設のき損等	31	6	1	72			ここでいう「き損」とは、通常施設の使用・運用に伴い生じる経年劣化は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
41	施設の廃止等による指定の取消し	33	6	1	78			本施設を休止する必要がある場合は指定管理の指定を取消すとのことですが、再開時には、再び指定管理を指定するとの認識で宜しいでしょうか。	再開時の取扱いについては、その際の状況等に応じて判断します。
42	第三者の故意又は過失による本施設の損害	34	6	2	82	1		「戦争及びテロリズムによるものを除く」とありますが、「不可抗力によるものを除く」という理解でよろしいでしょうか。	第82条第1項は第三者の故意・過失による場合の取扱いを規定するものであり、第三者の故意・過失のうち戦争及びテロリズムによるものは、不可抗力に該当するため、同項では除いたものです。
43	第三者の故意又は過失による本施設の損害	34	6	2	82	1		本項の事業者の善管注意義務または管理義務の違反については、本事業の要求水準並びに事業者の提案事項を遵守した業務履行をしていれば抵触しないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）の第52条第2項に抵触しないことを想定しています。
44	第三者の故意又は過失による本施設の損害	34	6	2	82	3		「当該第三者に対する損害賠償の請求は、事業者の責任及び費用負担において行う」とありますが、第三者に対して損害を指摘し請求しても第三者が認めない、支払いに応じない場合、第2項に記載ある「その他やむを得ない事由」として扱って頂けると理解でよろしいでしょうか。勿論、その前段に第三者との協議含めて、貴県も一緒に対応頂けるとの理解です。	御理解のとおりです。 なお、第三者への請求については事業者の責任で行ってください。
45	自由提案事業の内容及びその収入の帰属	35	6	3	84	1		自由提案事業の実施は必須ではなく事業者の提案によるものとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
46	自由提案事業の内容及びその収入の帰属	35	6	3	84	1		自由提案事業を実施する構成員又は協力企業の収入とすることを妨げないとありますが、運営業務も同様に構成員又は協力企業の収入とすることを妨げないとさせていただきますでしょうか。	事業契約書（案）第74条を御参照ください。
47	自由提案事業等の実施の場所	36	6	3	86	1		第59条と同様に自由提案施設に係る借地権の転貸について認める旨を追記いただけますでしょうか。	No. 37を御参照ください。
48	自由提案事業等の実施の場所	36	6	3	86	1		自由提案事業の検討に大きく関わるため、事業用定期借地権設定契約の案を開示いただけますでしょうか。	事業者選定後にお示しします。
49	サービス購入費の支払い	37	7		88			事業契約書（案）P37, 第7条, 第88条に「発注者は、別紙2及び別表に定めるところにより、サービス購入費を支払う。」と記載されており、別表2では、施設整備費に対する交付金を資源とした令和11年度に支払う一括払いと、施設引渡日以降の割賦払いでの支払いの記述がありますが、御県の通常公共工事同様に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者の増加により競争入札の効果から、事業のVFMの向上に繋がるものと思われるます。	工事代金の一部の前払金の支払いは想定していません。
50	事業者の債務不履行による契約解除	39	8	3	95	1	(10)	本10号は自由提案企業に事業契約解除の違約金リスクを負わせることと思慮します。自由提案をおこなう企業が自由提案事業+事業契約の違約金リスクを負うことは自由提案企業の参画において過大なリスクを負い、参画できる企業がかなり限られてしまうと思慮します。また、自由提案事業のリスクが公共事業に悪影響を与えないことは本事業を完遂するための重要な要素と考えます。そのため、本10号は削除いただきますようご検討ください。	現行の記載のとおりとします。 なお、自由提案事業の契約解除に伴うリスクは、SPCのリスクとなることを想定しています。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
51	事業者の債務不履行による契約解除	39	8	3	95	1	(10)	本10号は自由提案企業に事業契約解除の違約金リスクを負わせることとなってしまいます。自由提案企業が自由提案事業+事業契約の違約金リスクを負うことは自由提案企業の参画において過大なリスクと言え、参画できる自由提案企業及び提案できる自由提案事業がかなり限られてしまうと思考します。また、自由提案事業のリスクが公共事業に悪影響を与えないことは本事業を完遂するための重要な要素となります。そのため、本10号は削除いただきますようお願いいたします。	現行の記載のとおりとします。
52	事業者の債務不履行による契約解除	39	8	3	95	1	(10)	自由提案事業において、事業用定期借地権設定契約の解除及び行政使用許可の取消となる具体的な要因をご教示ください。	事業用定期借地権設定契約の解除については、事業用定期借地権設定契約書にてお示しします。 行政財産使用許可については、次の一つに該当するときは、催告の手続を要しないで、当該許可を取り消すことがあります。 ①公用又は公共用に供するため必要が生じたとき ②使用者が県公有財産管理規則第31条に定める許可条件に違反する行為があると認めるとき
53	事業者の債務不履行による契約解除	39	8	3	95	1	(10)	自由提案事業において、事業用定期借地権設定契約の解除及び行政使用許可の取消となった場合、違約金支払い等の罰則がありましたら内容をご教示ください。	事業用定期借地権設定契約にてお示しします。 行政財産使用許可については、違約金等の罰則はありません。
54	事業者の債務不履行による契約解除	39	8	3	95	1	(10)	事業用定期借地権設定契約の解除については、自由提案事業を実施する企業への帰責・求償に繋がり、事業者・自由提案企業にとって過大なリスクとなり、自由提案企業の参画意欲を削ぐことになると思われます。10号の削除について御再考いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
55	法令の変更による契約の解除	41	8	4	99	1		「多大な費用」の目安をご教示ください。	金額の多寡、施設の利用状況や県民や県議会の御意見などを総合的に勘案して判断することを想定していますので、現時点で具体的な目安をお示しすることはできません。
56	本施設の引渡し前の解除	43	9		104	1		支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「本施設の出来形部分」ですので、本施設に関係ない項目は含まれません。
57	本施設の引渡し後の解除	44	9		105	2		未払のサービス購入費A-2を一括で支払う場合、SPCで生じる借入金融機関へのブレイクファンディングコストも合わせてお支払いいただけたらと考えてよろしいでしょうか。	No. 29を御参照ください。



■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
58	損害賠償，違約金等	45	9		106	1	(1)	「サービス購入費A-1及びA-2」は税抜きでよろしいでしょうか。	No.6を御参照ください。
59	損害賠償，違約金等	45	9		106	6		損害にかかる費用には，合理的な金融費用（ブレークファンディングコストを含む。）も含まれる理解でよろしいでしょうか。	No.29を御参照ください。
60	法令の変更による費用・損害の扱い	46	10		108	1	(1)	(1) 本事業に直接関係する法令とは本事業で規定されたサービスに関する法令も含まれ，維持管理・運營業務に影響を及ぼす法令等変更により事業者が増加費用が発生した場合には発注者負担という理解でよろしいでしょうか。	内容に従い都度判断します。
61	法令の変更による費用・損害の扱い	46	10		108	1	(2)	『前号に規定するもの以外の法令（税制度を除く。）の変更，新設に伴うものは事業者が負担する。』とございますが，どのような事象を想定されているかが不明瞭であり，事業費の試算が困難ですので，想定している事象についてご教示ください。	内容に従い都度判断します。
62	不可抗力による増加費用・損害の扱い	47	11		110			「不可抗力による増加費用・損害」には，別紙1で定義された不可抗力に対して，一次対応した費用も含め，維持管理運營業務を遂行するうえで生じた必要経費は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。（例：壁の破損や雨水の流入による臨時清掃，夜間等開館時間外の設備員・警備員による立会い）	要求水準書や事業者が作成するマニュアル等で事業者の業務となっている範囲を超えたものについては，御理解のとおりです。
63	不可抗力による増加費用・損害の扱い	47	11		110			国や貴県等地方公共団体の指示に基づく施設の閉鎖・休業等（例：感染症蔓延防止や避難所等利用によるもの）に伴う収入減（損害）発生時の負担については貴県であり，その収入減分は補填いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	内容に従い都度判断します。
64	不可抗力による増加費用・損害の扱い	47	11		110	1	(1)	「事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には」とありますが，ここで記載されている保険とは【別紙4 事業者等が付保する保険】に規定する保険の保険金という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
65	不可抗力による増加費用・損害の扱い	47	11		110	1	(2)	「ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金相当額は増加費用額及び損害額から控除する。」となっていますが、この規定では、受領した保険金を事業者負担であるサービス購入費A-1及びA-2の合計の100分の1以下に充当することができなくなります。この規定ですと、事業者として要求水準以上の不可抗力もカバーする保険を検討するインセンティブが極めて限られるため、保険金を事業者負担に充当できるようにご検討いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。 なお、同項に記載する保険は、事業契約書(案)別紙4「事業者等が付保する保険」に規定する保険を指します。
66	不可抗力による増加費用・損害の扱い	47	11		110	1	(2)	「ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金相当額は増加費用額及び損害額から控除する。」となっていますが、この規定では、受領した保険金を事業者負担である前年度サービス購入費C及びDの合計の100分の1以下に充当することができなくなります。この規定ですと、事業者として要求水準以上の不可抗力もカバーする保険を検討するインセンティブが極めて限られるため、保険金を事業者負担に充当できるようにご検討いただけないでしょうか。	No. 66を御参照ください。
67	情報の開示等	49	13		115	1		事業者固有の技術等に関する事項を含む場合、事業者は当該箇所を黒塗りするなどの事前確認は可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、県に提出された書類は全て公文書であり、鹿児島県情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、県は条例に定める不開示情報を除き全て開示する必要があります。また、本事業は公共性の高い事業であることから、本事業に関して県が情報を公表する必要があると判断した場合は、同条例の不開示情報に該当する場合を除き、原則として公表します。
68	事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等	49	13		116			「この契約の規定により発注者が増加費用若しくは損害を負担し、又は賠償する場合において、・・・発注者が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。」とございますが、発注者が第三者に負担すべき増加費用若しくは損害は発注者にご負担いただくべきものであり、その一部を事業者が負担するのは不適當であると考えます。 ついては、本条項は削除いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
69	構成員等の資格喪失	51	附則第1条					参加資格要件を喪失した構成員又は協力企業の代替として別の参加資格要件を満たす企業を確保し、貴県に承諾いただけた場合は本契約を締結しないことを免れることとなりますでしょうか。	入札説明書「3 入札参加に必要な資格に関する事項」「(1) 入札参加者の備えるべき参加資格要件」「エ 参加資格の喪失」「ウ」を御参照ください。
70	別紙1 用語の定義	1			15			「入札説明書等」の意味に、実施方針の質疑回答（入札説明書に劣後するとして）も含むとしていただけないでしょうか。	実施方針の質疑回答については、要求水準書等の解釈運用に際して、補的に参照します。
71	別紙1 用語の定義	2			26			「不可抗力」とは、…地震その他の自然災害…」となっていますが、津波および噴火も含むという理解でよろしいでしょうか。念のためご教示ください。	御理解のとおりです。
72	別紙1 用語の定義	2			26			「不可抗力」について、3行目「人為的現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（この契約等で水準が定められている場合及び設計図書で水準が示されている場合には、その水準を超えるものに限る）であって、発注者又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。」とあるが、施設の特性上、設置された音響機器や照明機器、それに関係するデジタルメディア装置等の更新は、これに相当するかをご教示ください。技術革新に伴う施設利用者（主催者）のニーズ変更やエンドユーザーの期待値は通常の見込み可能な範囲外と思われるため。	技術革新に伴う施設利用者のニーズ変更等による設備機器の更新は、不可抗力には該当しません。
73	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	2	3	(1)	ア			サービス購入費A-1は交付金相当額とのことですが、学校施設環境改善交付金：322,000千円は消費税額を含みますでしょうか。	消費税額を含みます。
74	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	2	3	(1)	ア			記載されている322,000千円は税込の金額と理解してよろしいでしょうか。	No. 73を御参照ください。
75	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	2	3	(1)	ア			学校施設環境改善交付金の交付が決定されるのはいつ頃でしょうか。	令和11年度を想定しております。
76	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	4	4	(1)	イ			サービス購入費A-2に係る消費税等は、割賦元本の分割払いに応じて相当額が支払われるとのことですが、分割払いとなる消費税相当額に係るコスト（割賦元本の分割払いコスト＝サービス購入費A-3に相当するもの）も併せてお支払いいただけたらと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
77	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	4	4	(1)	イ			消費税について割賦支払とのことですが、消費税について割賦金利が付されない場合には、当該消費税に関し、事業者側に金利変動リスクが負担することになりますので、当該消費税についても割賦金利の対象という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
78	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	4	4	(1)	イ			サービス購入費A-2（割賦元本）に係る消費税等については、引渡時に支払われる事例も多くあることから、本事業でもそのようにして頂けないでしょうか。事業者としては、収益認識基準により施設整備期間中に施設整備費の売上を認識するため、施設整備費に係る仮払消費税の還付を受けられず、その分金融機関へのローン金額が増えることで利息が事業費を圧迫することを懸念します。	現行の記載のとおりとします。
79	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	5	5	(1)	ア			改定の結果は、すべてサービス購入費A-2（割賦元本）に反映されるとありますが、融資金額が増額されることになるため、当該融資契約変更等に係る費用については、ご負担を頂くということによろしいでしょうか。	サービス購入費の改定に伴う融資契約変更等に係る費用については、事業者負担とします。
80	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	5	5	(1)	ア			2023年12月15日付の特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会からの「PFI 事業契約における「サービス対価」（建設工事費）の物価変動による改定方法に係る提言」にもある内容を本事業においても反映いただけますようお願いいたします。 提言1：物価変動による改定の初回起算日は、「債務負担行為設定日」又は「入札公告日（公募公告日）」とする。 提言2：物価変動による改定に際し、現在 PFI 事業契約に規定されている事業者負担（1.0%又は 1.5%）をゼロとする。	現行の記載のとおりとします。 なお、本事業においては、事業契約時点までの物価変動を見込んだ上で、予定価格を設定しています。
81	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	5	5	(1)	ア	(イ)		改定の対象には備品等調達設置・業務費も含まれる理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。より明確化するため、事業契約書（案）別紙2「サービス購入費の算出方法及び支払方法」を修正します。
82	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	5	5	(1)	ア	(イ)		工事費の改定に伴い増額される建中金利も本改定に含まれる理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
83	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	5	5	(1)	ア	(イ)	対象となる費用が「直接工事施工に必要となる経費」に限定されていますが、事業者としては事業契約の変更に係る印紙や履行保証保険料、ローン契約の変更を伴う場合にはそれに係る印紙や手数料、利息が余分に掛かるため、これらも対象として頂けますでしょうか。	事業契約の変更に係る印紙や履行保証保険料は、事業者負担とします。 ローン契約の変更に伴う印紙や手数料は、事業者負担としますが、金利については、県負担とします。	
84	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	5	5	(1)	ア	(ウ)	参照する指標が構造別平均RCとなっていますが、事業者が提案する施設の構造がS造やSRC造の場合はどのような扱いになりますでしょうか。	スポーツ・コンベンションセンターの構造はRC造を想定しているため、改定する際の基準となる指標に「構造別平均RC」を採用していますが、事業者が提案する施設の構造に応じて、当該指標を変更することも可能です。	
85	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	5	5	(1)	ア	(ウ)	サービス購入費Aの着工前の改定基準月は事業契約締結日の属する月となっておりますが、現在から事業契約締結の期間においても建設物価は上昇し続けていくことが懸念されます。基準月を貴県の債務負担行為日の属する月としていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。 なお、本事業においては、事業契約時点までの物価変動を見込んだ上で、予定価格を設定しています。	
86	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	5	5	(1)	ア	(ウ)	「事業契約締結日の属する月の指標値」とございますが、入札提出書類の提出から事業契約の締結まで6か月間あり、昨今の物価高騰の状況からすると、この間に物価の変動が生じる可能性があります。ついては、「事業契約締結日の属する月の指標値」を「入札提出書類（提案書）の提出日時の属する月の指標値」にご修正いただけないでしょうか。	No. 85を御参照ください。	
87	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	5	5	(1)	ア	(ウ)	「事業契約締結日の属する月の指標値と本施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、県及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。」とございますが、事業の負担を減らすためにも、「1.0%」を超える物価変動がある場合は、～に変更頂けませんでしょうか。	現行の記載のとおりとします。	
88	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	6	5	(1)	ア	(エ)	インフレスライドにおける事業者負担は全体スライドに記載のある1000分の15ではなく、国交省のスライドマニュアルに従い1000分の10という理解でよろしいでしょうか。	インフレスライドにおける事業者負担は、鹿児島県の「インフレスライド条項運用マニュアル」に準じ、100分の1とします。	

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
89	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	5	5	(1)	ア	(ウ), (エ)	サービス購入費を改定する際の指標は「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）を基準とするとございますが、物価調査会の「指数」は、汎用品をベースに作成しており、特注品や新素材・新商品等が反映されないことや、中型、中級グレードを基準としており、本事業のような規模、グレードと合致していないこと等の理由から、現状の設備工事費をはじめとした各種工事費の上昇率を十分に説明できておりません。 ついては、設備工事費をはじめとする各種工事費を改定する際の指標として、メーカーの価格改定通知等を採用することを協議させていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。	
90	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3)	ア		サービス購入費C-4は、SPC事務管理費、会計士、税理士及び弁護士報酬等が含まれるものと想定しています。これらはほぼイコール人件費のサービスとなるため、他のサービス購入費Cと同様に最低賃金に基づく改定又はその他適切な指標による改定をお願いいたします。	現行の記載のとおりとします。	
91	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3)	ア	(ア)	改定は各年度の何月何日時点で指標値の確認を行い、いつまでに貴県に通知を行えばよろしいでしょうか。	事業者選定後、県と事業者で協議の上、決定します。	
92	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3)	ア	(ア)	1月から12月の平均値とありますが、令和5年度のように、最低賃金改定の発行年月日が10月6日等月の途中で改定された場合、当該月については日割計算によりその月の値を算出するのでしょうか。	令和N-1年度の途中で指標の改定がなされた場合、令和N年度のサービス購入費を改定します。	
93	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3)	ア	(ア)	(3) 維持管理・運営の対価（サービス購入費C）の改定においてア物価変動に伴う改定の方法および令和N年度の改定方法が、「物価変動」に伴う改定のみ記載にとどまっております。C-1, C-2の「鹿児島県最低賃金に伴う改定方法や令和N年度の改定方法」の記載が見当たりません。最低賃金の改定発表は毎年10月頃の為、翌年の改正に向けての県とSPCとの詳細な取り決めや手続きの流れの記載が必要と思われます。また、交渉優先権から運営維持管理がスタートするまでタイムラグがあるので物価変動と同様初回の基準日は、入札提出日令和6年9月27日（金）を基準日としていただきたい。	サービス購入費C-1（維持管理業務費）及びC-2（運營業務費）については、「鹿児島県最低賃金」の指標を使用し、(3)維持管理・運営の対価（サービス購入費C）の改定方法に基づき、物価変動と同様に改定を行います。また、初回の改定については、令和6年の指標（R6.1月～12月）を基準に行います。	

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
94	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3)	ア	(イ)		初回である令和11年の改定率（令和6年と令和10年の比較）が $0.970 \leq \text{改定率} \leq 1.030$ であり、物価改定が不要であった場合、令和12年の改定時は令和6年と令和11年の値を比較するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
95	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3)	ア	(イ)		(3) 維持管理・運営の対価（サービス購入費C）の改定においてア物価変動に伴う改定の方法および令和N年度の改定方法が、「物価変動」に伴う改定のための記載にとどまっておらず、C-1, C-2の「鹿児島県最低賃金に伴う改定方法や令和N年度の改定方法」の記載が見当たりません。最低賃金の改定発表は毎年10月頃の為、翌年の改正に向けての県とSPCとの詳細な取り決めや手続きの流れの記載が必要と思われます。また、交渉優先権から運営維持管理がスタートするまでタイムラグがあるので物価変動と同様初回の基準日は、入札提出日令和6年9月27日（金）を基準日としていただきたい。	No. 93を御参照ください。
96	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3)	ア	(ウ)		C-3：修繕・更新業務費の改定に使用する指標について、建設物価（一般財団法人 建設物価調査会 月刊）とありますが、当該書籍は複数の指数が掲載されています。どの指数を採用するのかご教示ください。また、当該書籍は有償ですが、調達については貴県でありデータは提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会）の建築費指数における「都市別指数（福岡市：構造別平均RC）」の「工事原価」を想定しています。後段については、事業者で調達してください。
97	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3)	ア	(ウ)		C-3：修繕・更新業務費の改定に使用する指標について、建設物価（一般財団法人 建設物価調査会 月刊）とありますが、指標の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指標により改定を行うと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
98	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3)	ア	(ウ)		サービス購入費C-3のサービス購入費改定で使用される指標の建設物価は、着工前におけるサービス購入費Aの改定方法と同様に建築費指数における「都市別指数（福岡市）：構造別平均RC」の「建築」「設備」となるのでしょうか。	サービス購入費C-3のサービス購入費改定で使用される指標については、「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会）の建築費指数における「都市別指数（福岡市：構造別平均RC）」の「工事原価」を想定しています。
99	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	10	5	(3)	イ	(ア)		「各年度の初回、第2回目および第3回目の使用量は入札提案時に提案された各年度の使用量の4分の1とし、第4回目の支払時に、当該年度の使用量実績に応じた調整を一括して行う。」とありますが、本項での「初回、第2回目、第3回目、第4回目」は「当該年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期」を指すということでしょうか。	御理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
100	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	8	5	(3)	イ	(イ)	料金等収入の変動幅（実績－提案時の見込額）にマイナスについては、30%まで補填いただけることになっておりますが、変動幅の下限は見込額の▲20%までとなっております。一方で、地震等の不可抗力で、施設が長期に亘り使用できなくなった場合、料金等収入が長期間得られないことが考えられます。このような不可抗力による変動幅については、不可抗力の規定に基づき判断されると理解しておりますが、念のためご確認ください。	御理解のとおりです。	
101	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3)	イ	(エ)	提案時の料金収入見込額の見直しについて、5年後・10年後に両実績に基づく協議を行う旨の記載がありますが、見直しの具体的なかつ詳細な手順・手続き等の想定はございますでしょうか。基本は、事業者が協議を求め、見直しの妥当性を証する資料を事業者が作成し、これに基づき貴県が確認・承諾を行う流れと想定してよろしいでしょうか。	事業者選定後、県と事業者で協議の上、決定します。	
102	別紙2 サービス購入費の算出方法及び支払方法	7	5	(3), (4)			サービス購入費C及びDの物価改定において、使用する指標が現実にもぐわなくなった場合、使用する指標の変更等について貴県と協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	指標の変更は想定していません。	
103	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	3	2	(2)	ア	(ア)	提出時期の一つとして「施工段階の主要な部位の施工後」との記載がありますが、これについて事業者側で任意に時期を設定して報告することと理解してよろしいでしょうか。	「施工段階の主要な部位の施工後」の具体的な時期については、県及び事業者で協議の上、決定いたします。	
104	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	4	2	(3)	ア	(ア)	月報と法定の点検記録・測定記録の県への提出は、ペーパーレス化の観点からPDFデータでのメール提出や選定事業者の提案による管理情報共有システムなどを活用した運用でもよろしいでしょうか。	提出物等の媒体は、事業者提案とします。	
105	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	4	2	(4)	ア	(ア)	月報、四半期報、年度総括報、法定の点検記録・測定記録の県への提出は全て紙ベースでの提出が必要でしょうか。一部、月報などは、ペーパーレス化の観点からPDFデータでのメール提出や選定事業者の提案による管理情報共有システムなどを活用した運用でもよろしいでしょうか。	No. 104を御参照ください。	



■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
106	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	7	3	(2)	イ			「減額算定及び罰則点の付与は、別紙1に定めるサービス購入費B、C-1、C-2、C-3及びC-4の支払区分ごとに行う。」とありますが、別紙2の誤りでしょうか。	「別紙2」に修正します。
107	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	8	3	(2)	ウ			修繕・更新業務について、「計画に基づく修繕・更新業務の未実施」が重大な支障がある場合の例として挙げられていますが、合理的な変更理由により当初計画と異なる年度で実施することが適切であった場合、貴県との協議により実施年度の変更（前倒し、後倒しとも）を認めていただけますでしょうか。 また、上記の場合、減額ポイント対象外としていただけますでしょうか。	修繕・更新業務の計画変更について、事前に協議の上、県が承諾した場合については変更することができます。この場合、罰則点付与の対象外とします。
108	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	8	3	(2)	ウ			維持管理・運營業務において「災害時の未稼働」が重大な支障がある場合の例として挙げられていますが、稼働とはどのような状態を指しますでしょうか。 また、災害により本施設が甚大な被害を受け立入りが危険な場合や周辺道路の損傷など、本施設に参集することが困難な場合には対象外という理解でよろしいでしょうか。	「災害時の未稼働」については、「災害発生時の対応の不備」に表現を修正します。 「対応の不備」とは、要求水準書「第4 3(2)ア(イ)災害発生時の対応」で求める内容について、明らかに重大な支障がある場合を指します。 なお、大規模災害発生時の受け入れ等対応について、詳細は県と協議の上、適切に対応することとしていますが、災害の状況により明らかに対応が困難な場合は対象外とします。
109	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	8	3	(2)	ウ	(7)		維持管理・運營業務について、記載黒点(・)の5番目「・災害時の未稼働」が、なぜ要求水準を達成していないとされるのか。事業契約書(案)別紙1の用語の定義(26)「不可抗力」では「自然災害(一部割愛)などは、発注者又は事業者いずれの責めにも帰さないものをいう。」とあり、事業契約書内P47第11章(不可抗力)には、「2 事業者は、履行不能状況が継続する期間中、この契約に基づく履行期間における履行義務を免れる。」とある。よって、災害時の未稼働は、要求水準を達成していないとはならないのでは無いでしょうか。	「災害時の未稼働」については、「災害発生時の対応の不備」に表現を修正します。 なお、要求水準書第4 3(2)ア(イ)において、「災害発生時の対応」を求めていることから、要求水準を達成していないとされる事象に含めています。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
110	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	8	3	(2)	ウ			「利用者等からの苦情の放置」とありますが、利用者からの要望・苦情に対して要求水準を満たしており、かつ誠実な対応（利用者への説明・回答等）をしていることを前提に、対応が出来ない、その状態が続くことは本事象には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	利用者からの要望及び苦情等について、対応すべき範囲又は対応できる範囲を超える内容の場合は、速やかに県に報告してください。この場合において、本事象には該当しません。
111	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	8	3	(2)	ウ			一つの事象に対して「重大な支障がある場合」と「利便性を欠く場合」の両方が適用されることはないとの理解でよろしいでしょうか。（例：「維持管理・運営業務の不備」（利便性）で「人身事故の発生」（重大な支障）が起きた場合）	御理解のとおりです。
112	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	8	3	(2)	ウ			「重大な支障」「利便性を欠く」両方の事象ともに、対象とする期間は発生時点の該当期間であり、事象が継続して支払期を跨いだ場合でも四半期分1回の支払いが対象という理解でよろしいでしょうか。	改善及び復旧がされていない期間中の支払いが対象となります。
113	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	9	3	(2)	オ			サービス購入料の減額が行われる場合、サービス購入料B、サービス購入料C-1、C-2、C-3及びC-4における、減額対象となった業務に係る四半期ごとの当該業務の費用（例：n年度第1四半期の清掃業務に要する費用）を対象として減額算定がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	減額対象となる業務を含むサービス購入費の支払い区分ごと（サービス購入費B、C-1、C-2、C-3及びC-4）に減額算定を行います。
114	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額等の基準と方法	10	4	(2)	ア			「その他県が求める書類」について、貴県が現在想定しているものをご教示ください。通常の維持管理業務・運営業務遂行に支障があるもの（資料作成に相当な時間を要する等）はないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点で想定しているものではありません。詳細は、県と事業者で協議の上、提出を求めることとします。
115	別紙4 事業者が付保する保険	1						事業者が付保するものとして記載されている保険について記載されている保険条件以外の保険条件、及びそれ以外の事業者の提案する保険の保険条件は提案に任せていただけないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	条	項	号		
116	別紙4 事業者が付保する保険	1	1	(2)	ウ	(エ)		被保険者に「市」が含まれておりますが「発注者」の誤りでしょうか。	「発注者」に修正します。
117	別紙4 事業者が付保する保険	2	2					開業準備業務及び維持管理・運営業務期間中において、貴県が本施設に関して付保する予定の保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご教示ください。	建物共済を想定しています。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
1	設計・建設期間	3	1	5	(1)			設計・建設期間が、『令和7年4月から令和11年3月末』とございます。 労働基準法改正により、建設業においても時間外労働の規制が強制適用されます。 また、日建連より4週8閉所の適用が叫ばれている状況であり、当該工事も、鹿児島地区における注目現場であり、その動向は、今後の公共工事のモデルになると考えられます。 どのような管理体制、どのような歩掛にて当該期間を設定されたのか、ご教示ください。	現在の工期は、類似施設の工期や令和4年度に実施した事業者へのヒアリング結果から設定したものです。 また、本年1月に行った意見交換会で頂いた御意見を踏まえ、令和11年7月の供用開始日を変更しないことを条件に、工事の完成期限を当初予定していた令和11年3月末日までから、開業準備期間である、同年5月末日まで延長する提案を可能とする修正を行っています。
2	開業準備期間	3	1	5	(2)			設計・建設期間を令和11年5月末日まで延長できるとあるが、開業準備期間は要求水準書に記載の通り、3か月は必要と考えております。そのため、設計・建設期間を延長する場合は、供給開始日も延長していただくことは可能でしょうか。	供用開始日の延長は想定していません。 なお、施設整備期間と並行して開業準備業務の開始を提案することは可能です。
3	遵守すべき法令等	3	1	6				「適用基準が示す性能等を満たすことを条件として、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認める」とありますが、考え方として、要求水準を満たしていれば事業者の創意工夫・ノウハウに基づいた業務遂行をすればよいという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙1「遵守すべき法令等」のうち、「法令」「条例」「規則等」については遵守する必要があります。一方、「官庁営繕関係基準」などは、県において適用が想定される基準を示しており、これについて、適用基準が示す性能等を満たすことを条件として、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認めることとしています。
4	基本的な考え方	4	1	10	(1)			「損傷が無い状態で県へ引き継げるようにすること」とありますが、対象はP47維持管理業務の要求水準で「損傷がないこと」が記載されている設備（例：(イ) 動力設備・受変電設備・自家発電設備）に限り、それ以外の設備等は正常な状態であり通常使用に問題ない状態で引き継ぐという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の設備に限らず、施設等の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、損傷が無い状態で県へ引き継いでいただく必要があります。 なお、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとします。
5	基本的な考え方	4	1	10	(1)			「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。」とありますが、例えば非常照明等の蓄電池等の消耗品等についても、災害発生時に当該設備としての機能を発揮できる状態であれば「経年による劣化」として許容されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
6	基本的な考え方	4	1	10	(1)			「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。」とありますが、維持管理・運営期間中の施設の状況についても同様の考え方をさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営期間中の施設の状況については、「第4維持管理・運営に関する要求水準」「2維持管理業務」に記載する要求水準を満たすようにしてください。
7	具体的手順	4	1	10	(2)	ア		「建物劣化度調査において、必要な場合は一部物性調査を行う。」と記載がありますが、物性調査を実施する具体的な基準があれば御教示ください。	物性調査については、建物の状況などを勘案し、必要に応じて実施することを想定しており、具体的な基準を定める予定はありません。
8	具体的手順	4	1	10	(2)	ア		「必要な場合は一部物性調査を行う。」とありますが、物性調査の要否は事業者判断によるという理解でよろしいでしょうか。	物性調査については、建物の状況などを勘案し、必要に応じて実施することを想定しており、その要否については、事前に県に協議していただくことを想定しています。
9	具体的手順	4	1	10	(2)	イ		「建物劣化調査報告書作成に当たっては、客観性の確保に配慮した実施方法とする。」とのことですが、客観性の確保に配慮した実施方法についてご教示ください。	業務を担当する事業者以外の第三者による実施が望ましいと考えますが、実施方法の詳細については、事前に県と協議することを想定しています。
10	具体的手順	4	1	10	(2)	ウ		建物劣化調査報告書の内容で「総合調整測定表」を含みますが、具体的内容についてご教示ください。本資料は、事業期間内における修繕・更新を実施したことで総合調整測定を行った場合に提出するという理解でよろしいでしょうか。	建物劣化調査報告書には、総合調整測定表の添付を行うことを想定しています。 なお、設備の更新等が発生しなかった場合においても、当初実施したものを添付してください。
11	具体的手順	4	1	10	(2)	ウ		建物劣化調査報告書の内容で「許認可書類写し」、「建築平面図・立面図・断面図」等を含みますが、詳細についてご教示ください。本資料は、事業期間内における修繕・更新を実施したことで許認可書類を提出した場合、また、平面図・立面図・断面図に大きく変更が生じた場合に提出するという理解でよろしいでしょうか。	建物劣化調査報告書には、「許認可書類写し」「建築平面図・立面図・断面図」の添付を行うことを想定しています。 なお、施設の修繕・更新が発生しなかった場合においても、当初取得したものを添付してください。
12	具体的手順	4	1	10	(2)	オ		修繕計画書は事業者の任意の書式でよろしいでしょうか。	修繕計画書は任意の様式で問題ありません。 なお、同書は提案時に提出する書類ではありません。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
13	施設整備に関する要求水準	5	2					<p>スポーツ・コンベンションセンターの駐車場について、基本構想では住吉15番街区に整備するとなっており、要求水準(案)では施設周辺の県営駐車場の収容台数増による機能代替を検討となっていたが、今回の要求水準には記載がなくなっている。</p> <p>その理由と、大規模イベント時の駐車場をどうするのかお考えをお示してください。</p>	<p>令和4年度から5年度にかけて、本港区エリア全体の利活用を検討した「本港区エリアの利活用に係る検討委員会」において、住吉町15番街区について、駐車場以外での利活用も考えるべきではないかとの意見が出されていることなどを踏まえ、将来的に、住吉町15番街区について新たな利活用の提案がなされた場合は、県議会においても十分御論議を頂いた上で、新たな利活用も検討したいと考えています。</p> <p>なお、同地での駐車場の整備・運営をスポーツ・コンベンションセンターの整備・運営と一体的なPFI事業として実施した場合、選定した民間事業者に令和26年3月末日まで運営を委ねることになり、今後、有用な提案等があった際に、新たな利活用を図ることが困難となることが考えられることから、同地における駐車場の整備については、PFI事業の対象としないこととしています。</p> <p>現時点では、住吉町15番街区には、スポーツ・コンベンションセンターの駐車場を、PFI事業とは別に整備することとしています。仮に、同地について新たな利活用を図ることとなった場合には、同センターの駐車場は、周辺の県営駐車場の整備・活用等を検討することとしています。</p>
14	本施設の概要	5	2	1	(2)	ア		<p>住吉町15番街区に整備することとしていた駐車場については、本事業に含めないとのことですが、駐車場は住吉町15番街区に整備される予定でしょうか。あるいは別の場所で確保する予定でしょうか。駐車場の位置によっては、配置計画や施設へのアクセス等に影響があるので、本事業敷地以外の駐車場整備について、ご教示ください。</p>	<p>現時点では、住吉町15番街区には、スポーツ・コンベンションセンターの駐車場を、PFI事業とは別に整備することとしております。仮に、同地について新たな利活用を図ることとなった場合には、同センターの駐車場は、周辺の県営駐車場の整備・活用等を検討することとしています。</p>
15	地盤調査	6	2	1	(2)	エ		<p>地盤状況の調査により、計画にない新たな事実が判明し、計画で想定されている以上の対処が生じ、それによって工期が遅延することが見込まれた場合、その場合に生じる損害責任はどこにあるとお考えでしょうか。</p>	<p>事業契約書(案)の第17条及び第18条を御参照ください。</p>
16	埋蔵文化財	6	2	1	(2)	オ		<p>埋蔵文化財が見つかった場合の工期延長や工事費増大は、県負担と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>事業契約書(案)の第17条及び第18条を御参照ください。</p>

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
17	埋蔵文化財	6	2	1	(2)	オ		埋蔵文化財が見つかった場合の工期延長や工事費増大は、用地の瑕疵リスクの取扱い同様に県負担と考えてよろしいでしょうか。また、公表されている地中埋設物以外のもの、または公表されている以上のものが見つかった場合も同様に県負担と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）の第17条及び第18条を御参照ください。
18	埋蔵文化財	6	2	1	(2)	オ		「(前略)工事期間中に埋蔵文化財と思われるものを発見したときは、現状を変更することなく速やかに県に報告するとともに、その取扱いについて協議を行うこと。」とございますが、仮に埋蔵文化財と思われるものが発見された場合の対処費用や工程遅延等の影響についての責任は、貴県にあると理解して宜しいでしょうか。	事業契約書（案）の第17条及び第18条を御参照ください。
19	埋蔵文化財	6	2	1	(2)	オ		埋蔵文化財と思われるものを発見した場合、その対応による工事費増大や工期延長については、御県のご負担と考えて宜しいでしょうか。	事業契約書（案）の第17条及び第18条を御参照ください。
20	事業用地の土壌調査	6	2	1	(2)	カ		土壌汚染のおそれはないと想定しているとのことですが、汚染があった場合の対応にかかる工期延長や工事費増大は、事業者側では予測できない用地の瑕疵のため、県負担と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）の第17条及び第18条を御参照ください。
21	事業用地の土壌調査	6	2	1	(2)	カ		『本施設用地については、土壌汚染のおそれはないと想定している。』とあります。発注者の責に帰さない事由に該当する内容かと思いますが、事業契約では、事業者負担になると明記されています。不可抗力に該当するものと考えることで、事業者負担にならないものと判断してよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業契約書（案）において、御質問の場合の取扱いを事業者負担と明記はしていません。第17条及び第18条を御参照ください。
22	事業用地の土壌調査	6	2	1	(2)	カ		「本施設用地については、土壌汚染のおそれはないと想定している。」とございますが、事業者による任意調査は不要と考えて宜しいでしょうか。また、任意調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、貴県にて当該調査費用及び、対応費用をご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	事業者による任意調査については、事業者の提案としますが、当該費用をサービス購入費に含めることは想定していません。 仮に、土壌汚染が確認された場合の調査費等の取扱いについては、事業契約書（案）の第17条及び第18条を御参照ください。
23	事業用地の土壌調査	6	2	1	(2)	カ		「(前略)土壌汚染のおそれはないと想定している。」とございますが、仮に工事期間中に土壌汚染が顕在化した場合の対処費用や工程遅延等の影響についての責任は貴県にあると理解して宜しいでしょうか。	事業契約書（案）の第17条及び第18条を御参照ください。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
24	事業用地の土壌調査	6	2	1	(2)	カ		土壌汚染があった場合、その対応による工事費増大や工期延長については、御県のご負担と考えて宜しいでしょうか。	事業契約書（案）の第17条及び第18条を御参照ください。
25	その他	6	2	1	(2)	キ		「本施設用地の地中には既存の護岸が埋設されている」とございますが、仮に工事期間中にその他別紙等で示されている以外の埋設物やインフラが発見された場合の対処費用や工程遅延等の影響についての責任は貴県にあると理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）の第17条及び第18条を御参照ください。
26	建物規模	7	2	1	(3)	ア		延床面積30,000㎡とありますが、要件にある機能を満たすことができれば、延べ床面積を縮小した提案を行うことは可能でしょうか。	要求水準書を満たしていれば、提案可能です。
27	建物規模	7	2	1	(3)	ア		「延床面積は30,000㎡程度」とございますが、機能を満たす限り30,000㎡に限らないと理解してよろしいでしょうか。	延床面積については、要求水準書を満たしていれば自由な提案が可能ですが、景観への配慮等の観点から、自由提案施設を一体で整備する場合などにおいても、30,000㎡程度を想定しています。
28	施設構成	7	2	1	(3)	イ		「多目的広場の面積は9,000㎡以上」とのことですが、敷地内に要求面積を確保できていれば、位置や形状等に指定はないと考えて宜しいでしょうか。	多目的広場については、面積の最低水準のほか、要求水準書「第2 施設整備に関する要求水準」「2 施設計画に関する要求水準」のうち、「(1) 計画全般」、「(2) 建築計画」及び「(5) 外構計画」などを満たすようにしてください。
29	施設構成	7	2	1	(3)	イ		「自動車駐車場100台程度」とのことですが、車いす使用者用駐車場はその台数に含まれると考えて宜しいでしょうか。また、運用上問題なければ、事業者用駐車場は兼用利用は可能でしょうか。	車いす使用者用駐車場は御理解のとおりです。また、一般利用者用駐車場と事業者用駐車場の兼用は、事業者の提案とします。



■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
30	施設構成	7	2	1	(3)	イ		要求水準書(案)に関する質問回答N0.64に、「多目的広場はイベント時の臨時駐車場として約300台を想定する」との回答がありましたが、要求水準書には想定台数の記載がありません。 臨時駐車場は算定の考え方とともに、台数は事業者提案によるものと考えてよろしいですか。 また、質問回答の通り300台程度の想定とする場合、その台数の根拠や、どのようなイベントを想定した台数設定なのかご教示ください。	多目的広場は、300台程度の臨時駐車場としても活用できるようにしてください。 駐車場の必要台数については、各種県大会の場合は、最大の来場見込み者数3千人に、自動車を利用する割合約8割を乗じた数を1台当たりの想定乗車人数(約2.5人)で除し、必要台数を928台と算出しています。 コンサート等の大規模イベントの場合は、最大で8千人程度の来場者のうち、約7割が県内からの来場者で、そのうち自動車を利用する割合約4割を乗じた数を1台当たりの想定乗車人数(約1.7人)で除し、必要台数を1,385台を算出しています。 これらのことから、住吉町15番街区に500台程度、施設周辺に100台程度、多目的広場を臨時駐車場として300台程度と想定したものです。 なお、大規模イベント開催時に不足する約500台については、周辺の民間等駐車場の利用を想定しています。
31	施設構成	7	2	1	(3)	イ		多目的広場の面積は9,000㎡以上とありますが、園路や植栽帯、ピロティ部分も面積に参入できると考えてよろしいですか。9,000㎡に含むことができない部分の条件があればお示しください。	多目的広場が、気軽に運動やスポーツに親しむことができ、多様なイベントへの対応もできるようにするため、また、ウォーターフロントパークと一体的な景観となり、連携した活用が可能となるために必要なものは、同広場の面積に含めていただいて問題ありません。
32	施設構成	7	2	1	(3)	イ		本施設用地内駐車場、駐輪場の想定台数の記載がありますが、建物下ピロティ部分での整備の提案も可能でしょうか。	建物下ピロティ部分での整備の提案も可能です。
33	地域性	8	2	2	(1)	ア	(ア)	貴県が保管するかごしま材(CLT部材等)については、活用する木材を事業者にご提供頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 ただし、保管場所である鹿児島県森林組合連合会の製品事業部倉庫(霧島市隼人町真孝)からの運搬は事業者で行っていただきます。
34	環境負荷低減性	9	2	2	(1)	イ	(ア)	「ZEB Ready相当とすること」とありますが、ZEB Readyの水準を満たしていれば、必ずしも認証取得していなくても足りるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、BELSの認証を取得してください。
35	長寿命	9	2	2	(1)	イ	(イ)	「『鹿児島県公共施設等総合管理計画』に基づいた長期保全計画を策定し、」とありますが、当該計画では40年間の長期保全計画を立てることと記載があるため、基本計画提出時に40年間の長期修繕計画を提出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
36	長寿命	9	2	2	(1)	イ	(イ)	考慮すべき大規模修繕の定義についてご教示ください。	本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新は全て計画してください。
37	周辺環境保全性	9	2	2	(1)	イ	(オ)	屋外イベントを検討する際に、準拠すべき法令は別紙にある法令と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書別紙1「遵守すべき法令等」及び検討する屋外イベントの内容に応じて関連する関係法令、条例、規則等を遵守してください。
38	防災性に関する基本要件	10	2	2	(1)	ウ		「スポーツ・コンベンションセンターについては、災害発生時における対応施設としての活用も考えられる」とありますが、本施設は指定避難所・一時集積拠点になる予定はございますでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、想定される災害に十分対応できる施設としてください。 また、指定避難所等の指定は、法令に基づき市町村が行うこととされており、指定の有無については、今後の検討になると考えています。
39	塩害対策	10	2	2	(1)	ウ	(ク)	室内設置とする重要設備機器として、受変電設備や空調機などが挙げられていますが、それ以外の設備については事業者提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、要求水準書の当該項目や「第2施設整備に関する要求水準」、「2施設計画に関する要求水準」、「(4)設備計画」に記載のとおり、主要機器は、屋内設置としてください。 なお、屋外に設置する設備機器については、周囲からの見え方に配慮してください。
40	メインアリーナ	16	2	2	(2)	オ	(ア)	各種車いす使用者用の観客席数は、「鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の目標となる基準に定められた観客席数以上を設けることとされておりますが、各種必要とされる観客席数の内数として整備すればよいか。 ※例えば、メインアリーナで8,000席の観客席を整備し、8,000席の内数で車いす使用者用の観客席を設ける。	各種車いす使用者用の観客席数を、各種必要とされる観客席の内数として整備する提案も可能です。
41	メインアリーナ	16	2	2	(2)	オ	(ア)	要求水準書及び別紙9に各アリーナや武道場等の面積の記載があります。別紙7のアリーナレイアウト（クリアランス含む）を条件を満足できていれば、記載の面積以下での提案も可能でしょうか。（コーナー部の一部隅切り等による面積減の可否）	各アリーナや武道場等の面積については、要求水準書及び要求水準書別紙9「必要諸室及び仕様」に記載の最低面積以上としてください。
42	音環境	12	2	2	(1)	オ	(ウ)	周辺への騒音や振動に関する遮音性能等の数値基準は、特にないという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書別紙1「遵守すべき法令等」に記載する環境基本法や騒音規制法等に基づき設定している規制基準等を遵守してください。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	項目							
43	音環境	12	2	2	(1)	オ	(ウ)		明瞭度確保の最低基準値があれば御教示ください。	具体的な基準を設けることは想定していませんが、要求水準書に記載のとおり、音響設備は、大規模な大会等、多数の利用者が見込まれる場合でも、明瞭度が損なわれない機器一式を設置してください。
44	耐震安全性	17	2	2	(3)	ア			1次設計・2次設計における地域係数Zについては、建築基準法に準じた値を考慮する考えで宜しいでしょうか。指定があればご提示ください。	建築基準法に準じた値を考慮する考えで問題ありません。
45	耐震安全性	17	2	2	(3)	ア			積載荷重の値は適宜設定するものと判断して宜しいでしょうか。（ご指定があればご提示ください）	要求水準の性能を満たす荷重設定を行ってください
46	耐震安全性	17	2	2	(3)	ア			振動性状のクライテリアについて、具体的な数値の指定があればご提示ください。	事業者の提案とします。
47	耐震安全性	17	2	2	(3)	ア			杭の2次設計を行う必要があればご指示ください。	杭の2次設計は実施してください。
48	電灯設備	18	2	2	(4)	ア	(イ)	a	「アリーナの照明は、1,500ルクス以上の照度を維持とあります」が、別紙9においてメインアリーナは2,000ルクス以上と記載があります。メインアリーナにおいても1,500ルクス以上を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	アリーナの照明については、要求水準書別紙9「必要諸室及び仕様」に記載する照度を最低水準としてください。なお、利用用途に応じ必要十分な値に調光できるシステム設定としてください。
49	空調設備	21	2	2	(4)	イ	(イ)	b	湿度管理は、夏は成行、冬は加湿設定のみと考えてよろしいでしょうか。個別に湿度管理が必要となる諸室をご教示ください。	湿度管理の手法については、事業者の提案とします。また、個別に湿度管理を行う諸室については、事業者において、衛生管理上又は機能保全上から必要性を判断してください。
50	構内交換設備	19	2	2	(4)	ア	(イ)	g	内線電話、公衆電話等は近年一般的ではないと思慮します。最低限必要な数への変更や代替機能への変更可能としていただけませんか。	内線電話及び公衆電話は設置してください。なお、内線電話については、利用者等の利便性が向上する代替機能の提案を可能とします。
51	構内交換設備	19	2	2	(4)	ア	(イ)	g	「公衆電話を設置すること」とございますが、NTTの意向によると思いますので、スペースは確保することとし、設置するかどうかは任意と理解してよろしいでしょうか。	携帯電話のシステム障害発生時などの情報伝達の手段としても非常に重要な役割を担うと考えるため、公衆電話が設置出来るようNTTと交渉してください。
52	構内交換設備	19	2	2	(4)	ア	(イ)	g	公衆電話は設置スペースの用意だけ行い、NTT様の判断で設置するという事でよろしいでしょうか。	No.51を御参照ください。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	項目							
53	構内交換設備	19	2	2	(4)	ア	(イ)	g	公衆電話の運営形態はどのように想定していますでしょうか（電話会社が直営で設置しスペースだけ貸出す、指定管理者側で管理し委託手数料等もらう等）。事業者提案でしょうか。	事業者の提案とします。
54	時刻表示設備	19	2	2	(4)	ア	(イ)	i	時計表示設備について、将来的な取り換え等に配慮し、電波時計にて機能を代替することとしていただけませんか。	電波時計による代替機能の提案は可能とします。なお、その際、電波の受信状況などを確認し、施設内要所に設置する時計の時刻がずれないようにしてください。
55	防犯管理設備	20	2	2	(4)	ア	(イ)	m	「窓などの開口部を含めた施設全体について、適宜防犯設備を設けること」とありますが、監視カメラ、警報呼出表示、連絡用インターホンや、パッシブセンサー等の機械警備も含め、防犯管理計画（何をどのように設置するか）は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
56	防犯管理設備	20	2	2	(4)	ア	(イ)	m	「意見交換会における対話内容一覧」でもご回答いただいておりますが、機械警備に用いる設備について、事業期間中はリース契約とし、事業終了までに撤去する提案は可能という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
57	音響・視聴覚設備	20	2	2	(4)	ア	(イ)	p	「アリーナは、大会主催者等が持ち込んだ昇降式の大型映像装置を設置できるよう考慮すること」とありますが、メインアリーナのみの対応という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
58	中央監視設備	21	2	2	(4)	イ	(イ)	q	「設備の稼働状況や不具合について確認するため、インターネット等により、外部のパソコン等での警報監視を可能とすること。」とありますが、外部接続先は事業者内のみでよろしいでしょうか。	外部の接続先は事業者内のみで問題ありません。
59	駐車場・駐輪場	23	2	2	(5)	イ			一般利用者用として100台程度とのことですが、車いす使用者用駐車場はその台数に含まれると考えて宜しいでしょうか。また、運用上問題なければ、事業者用駐車場は兼用利用は可能でしょうか。	No.29を御参照ください。
60	多目的広場	24	2	2	(5)	ウ			多目的広場に『日光・風雨を避けられるスペースを確保』とございますが、規模や仕様は事業者提案でしょうか。	事業者の提案とします。なお、鹿児島港本港区景観ガイドラインにおける桜島への眺望の確保に配慮して計画してください。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
61	施設計画に関する要求水準	24	2	2	(5)	ウ		要求水準書（案）に関する質問回答64では、多目的駐車場300台を想定との回答でしたが、今回の要求水準書に台数の記載がありません。300台は必須ではないとの理解でよろしいのでしょうか。	多目的広場は、300台程度の臨時駐車場としても活用できるようにしてください。 なお、多目的広場の最低面積である9,000㎡は、臨時駐車場として活用する際に、300台の駐車可能な面積と想定しています。
62	その他	25	2	2	(5)	ケ		懸垂装置は屋外設置を前提とされていますか。	事業者の提案とします。 なお、屋内設置も可としますが、外部からよく視認できる場所に設置してください。
63	その他	25	2	2	(5)	ケ		その他 懸垂幕を視認しやすい場所を勘案して2箇所程度設置とございますが、視認しやすい場所は施設内でしょうか。敷地外からでしょうか。	No. 62を御参照ください。
64	建設工事関係書類の作成・提出	28	2	3	(4)	イ	(ウ)	「（前略）工事監理者が県に提出すること」とございますが、SPCでなくてもよろしいでしょうか。	工事監理者が、SPCを通じて県に提出することを想定しています。
65	建設に伴う近隣対応・対策	30	2	3	(5)	イ	(エ)	建設に伴う近隣対応に関し、『事業に関する説明等を十分にに行い、合意形成を図った上で、円滑に事業を実施』とございますが、本事業によって近隣建物から桜島への景観が損なわれます。計画段階の近隣への説明は、貴県が主体的に行い、近隣ともめた場合は工期延長等、貴県が主体に考えていただける事で良いでしょうか。	現時点では、スポーツ・コンベンションセンターの整備により、近隣建物からのいわゆる眺望権を侵害することには当たらないと考えています。 なお、令和4年3月の基本構想策定以降は、整備予定地周辺の住民や企業・団体等に対し、同センターの概要について説明を行っています。 工事に先立ち行う近隣住民への説明等については、事業契約書（案）第31条を御参照ください。
66	県との調整	30	2	3	(5)	イ	(オ)	「（前略）建設業務の業務期間においても、県と選定事業者との間で本施設の設計及び建設の全般についての業務別協議を行うこと」とございますが、本施設の設計とは実施設計を大幅に見直すものではなく、総合図の作成やもの決めの類という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
67	工事完成図書のセク生・提出	32	2	3	(6)	イ	(ウ)	工事完成写真の使用について、使用する写真の事前協議もしくは事前通知はないのでしょうか。	事前協議もしくは事前通知は考えておりません。
68	什器・備品等の調達・設置	33	2	3	(6)	イ	(エ)	什器・備品等のリース契約料について、再リース更新料もリース料に含まれるのでしょうか。	御理解のとおりです。
69	什器・備品等の調達・設置	33	2	3	(6)	イ	(エ)	什器・備品をリース契約する場合は更新費用も含め、リース契約するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
70	什器・備品等の調達・設置	33	2	3	(6)	イ	(エ)	リース契約については、表に記載の通り、所有者はリース業者ですが、事業終了後に県の所有物にするということは、事業者が買取し、それを県へ譲渡すると想定されます。その買取費用もサービス購入料に見込むという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
71	本施設の引渡し及び所有権の取得に係る業務	34	2	3	(6)	イ	(オ)	「工事完成図書とともに本施設の引渡しを行い」とございますが、竣工図書の作成には引渡し後ある程度の日数が必要となるため、引渡し予定日以降となることは認められませんでしょうか。	原則、工事完成図書とともに本施設の引渡しを行ってください。
72	総括責任者及び開業準備業務責任者等の配置	35	3	1	(3)			維持管理・運営業務の総括責任者と開業準備責任者は、兼任出来るという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
73	事前広報活動	36	3	2	(4)	ア	(ア)	「開業の6か月前までに本施設のパンフレット等及びインターネットホームページを作成し」とありますが、パンフレットの大きさ・部数等の想定がありましたらご教示お願い致します。	事業者の提案とします。
74	開業前の利用受付	36	3	2	(4)	ア	(イ)	利用受付業務（受付、案内、料金收受等）の具体的な開始時期及び実施場所、方法等については、県と協議して決定するという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
75	業務報告書の作成・提出	36	3	2	(2)			業務報告書の県への提出は、ペーパーレス化の観点からPDFデータでのメール提出や選定事業者の提案による管理情報共有システムなどを活用した運用でも宜しいでしょうか。	提出物等の媒体については、事業者の提案とします。
76	業務報告書の作成・提出	36	3	2	(2)			業務報告書の指定書式もしくは必須項目があればご教授ください。	事業者の提案とします。
77	予約システム整備業務	36	3	2	(3)			予約システムについては、事業期間終了後は県に譲渡する理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
78	開館日	38	4	1	(4)	ア		大規模施設設備の特性上、定期点検における点検期間が、継続して2～3日間必要とする点検がある（舞台装置系の設備機器など）。このような設備点検において、全館休館でなく、点検の必要な部屋だけの一部休館・使用中止は可能か。正月点検・夜間点検は費用増大となるため、できるだけ避けたいことが理由。	設備点検等に伴う一部休館・使用中止は可能です。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
79	開館式典及び内覧会等の実施	36	3	2	(4)	イ		貴県で想定されている規模（招待者数/招待先）があればご教授ください。	近年の類似施設では、300～600人程度が想定されています。詳細については、事業者の選定後に協議することとしています。
80	開館式典及び内覧会	37	3	2	(4)	イ	(ア)	開館式典について、招待者が300人または500人等想定がありましたらご教示お願い致します。	No. 79御参照ください。
81	多目的広場及び自由提案施設	38	4	1	(4)	イ	(イ)	多目的広場は常時開放の必要はなく、開館時間を設定できると考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
82	多目的広場及び自由提案施設	38	4	1	(4)	イ	(イ)	自由提案施設の閉館時間は、ほかの施設への入り口を閉鎖するなどの対策を講じることで、任意に設定する、もしくは協議していただくことは可能でしょうか。	自由提案施設の閉館時間は事業者の提案とします。ほかの施設の閉館時間と異なることによる対策は、県と協議していただきます。
83	対象施設	38	4	1	(2)			「（自由提案施設も含む）」とありますが、一方、要求水準書62ページ(13)自由提案事業_付帯事業では「自由提案施設を整備した上で、独立採算で実施する事業」とあります。どのように理解したらよろしいでしょうか。自由提案施設は独立採算であり、維持管理運営業務対価（サービス購入費C-1、C-2）には含めないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
84	備品等保守管理業務	39	4	1	(5)	ア		備品等保守管理業務において、運営業務受託企業との業務分担は可能と考えてよろしいでしょうか。参加要件・資格が異なりますが、本業務においては業務分担についてお認めいただきたく存じます。	維持管理業務の一部を、運営業務受託企業と分担することは可能です。なお、維持管理業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が、維持管理業務の入札参加資格要件を満たせばよいものとしています。
85	業務を担当する従事者の配置	39	4	1	(6)			ユニフォームは保守管理員、清掃員、警備員の業務毎に異なるユニフォームを着用してもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
86	業務を担当する従事者の配置	39	4	1	(6)			共通ユニフォームは、従事する職種ごとに分類しても良いのでしょうか。	No. 85を御参照ください。
87	業務を担当する従事者の配置	39	4	1	(6)			「共通ユニフォームを着用」とありますが、保守管理、清掃、警備といった業務毎にユニフォームを分けてもよろしいでしょうか。	No. 85を御参照ください。
88	業務を担当する従事者の配置	39	4	1	(6)			統括責任者が、維持管理業務もしくは運営業務責任者のいずれかを兼務する体制は可能でしょうか。	兼務することは可能です。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
89	総括責任者及び各業務責任者	40	4	1	(6)	ア		総括責任者は業務責任者と兼務・兼任できると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
90	業務担当者	40	4	1	(6)	イ		「維持管理業務を担当する従業者のうち1名は、防火管理者の資格を有すること」とありますが、運営業務を担う担当者でもよろしいでしょうか。	維持管理業務を担当する従業者のみを対象とします。
91	業務担当者	40	4	1	(6)	イ		「維持管理業務を担当する従業者のうち1名は、防火管理者の資格を有すること。」とありますが、防火管理者の選任は事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	防火管理者の選任は事業者の業務範囲に含まれます。
92	業務担当者	40	4	1	(6)	イ		トレーニング室には、トレーニング方法の指導を行う業務担当者を常時1名以上配置し、そのうち1名は、トレーニング指導士やスポーツプログラマー等の資格を有する者又は同等以上の能力を有する者を配置すること。とあるが、そのうち1名とは全体の中の1名を指しているのか、または常時トレーニング指導士やスポーツプログラマー等の資格を有する者又は同等以上の能力を有する者の配置が必要かお示してください。	トレーニング指導士やスポーツプログラマー等の資格を有する者又は同等以上の能力を有する者を、常時配置することが必要です。
93	維持管理・運営に関する要求水準	41	4	1	(8)			これに限らず定期的に提出を求められている書類提出は、電子データで提出することでも認められますか。	提出物等の媒体については、事業者の提案とします。
94	業務報告書の作成・提出	41	4	1	(9)			各業務報告書の県への提出は、ペーパーレス化の観点からPDFデータでのメール提出や選定事業者の提案による管理情報共有システムなどを活用した運用でも宜しいでしょうか。	No. 93を御確認ください。
95	施設管理台帳の作成	41	4	1	(10)			施設管理台帳の保存は通常はデータ保存で、貴県からの要望があれば、紙で出力する運用でよろしいでしょうか。	No. 93を御確認ください。
96	施設管理台帳の作成	41	4	1	(10)			施設管理台帳の様式は事業者の任意によるという理解でよろしいでしょうか。	提出物等の様式については、事業者の提案とします。
97	緊急修繕業務	45	4	2	(3)	イ	(オ)	当事案の修繕，更新の費用は貴県にて負担する理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）の第81条を御参照ください。



■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
98	定期点検	46	4	2	(4)	イ	(ウ)	他者での定期点検が難しい設備においては、各種設備等の納入メーカーによる実施を基本とする」とありますが、他社での定期点検が困難かどうかの判断は事業者に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。想定されている設備等が具体的にあれば例示をお願いいたします。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、具体的な想定はありません。
99	故障・クレーム対応	47	4	2	(4)	イ	(オ)	クレーム等の内容や対応等の記録保管はデータでの保管でもよろしいでしょうか。	データによる保管も可能です。
100	緊急修繕業務	47	4	2	(4)	イ	(カ)	当事案の修繕，更新の費用は貴県にて負担する理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）の第81条を御参照ください。
101	動力設備・受変電設備・自家発電設備	47	4	2	(4)	ウ	(イ)	自家発電設備が稼働した場合の燃料の補充は下記の通りの理解でよろしいでしょうか。 ・災害発生時に運転した場合 ⇒ 貴県負担 ・保守点検時にて運転した場合 ⇒ 事業者負担	災害発生時等不可抗力による増加費用・損害の扱いについては、事業契約書（案）の第110条を御参照ください。 保守点検時の扱いについては、御理解のとおりです。
102	排水とごみ	47	4	2	(4)	ウ	(オ)	排水槽内の排水管や下水溝等は使用頻度が高いため腐食が発生しやすくなりますが、腐食しても施設機能を低下させる可能性は低いと思慮します。そのため、「但し、施設機能に影響がない箇所の腐食はこの限りではない。」を追記して頂けないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
103	業務の方針	50	4	2	(8)	イ		実施方針及び要求水準(案)に関する質問及び意見に対する回答の実施方針に関する質問No. 104回答で「経年劣化以外の要因により必要とされる大規模修繕は県負担により実施されるとの考えでよろしいでしょうか」の質問に対して「ご理解の通り」とあります。一方、要求水準書(案)に関する質問No92回答で「修繕について、日常の修繕・更新工事を意味し、大規模修繕については本事業の範囲外という理解で宜しいでしょうか」の質問に対して「本施設等が正常に機能するために必要な修繕・更新は、規模の大小に関わらず全て実施してください」とあります。どのように捉えたらよろしいでしょうか。	事業期間内において生じる修繕は規模の大小にかかわらず、事業者の業務範囲となります。 なお、事業期間中に大規模な計画修繕や設備更新が発生しないように維持管理・運営期間を15年間としています。
104	修繕・更新の記録	50	4	2	(8)	ウ	(エ)	「施設の修繕・更新を行った場合、修繕内容を履歴として記録に残し、」とありますが、履歴として記録に残す方法は事業者の任意によるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
105	長期修繕計画の作成・提出	50	4	2	(8)	ウ	(カ)	供用開始から10年を経過した時点で、修繕・更新等の必要な箇所についての長期修繕計画を策定し、県に提出すること。」とありますが、長期修繕計画の期間（令和〇年度～令和〇年度）をご教示ください。	要求水準書p.4に記載のとおり、事業期間終了後30年間の長期修繕計画を策定することとしています。
106	長期修繕計画の作成・提出	50	4	2	(8)	ウ	(カ)	修繕計画は自由提案施設を除いた形でもよろしいでしょうか。	自由提案施設を本施設とは独立して整備する場合は、御理解のとおりです。 自由提案施設を本施設と一体のものとして整備する場合は、県と事業者で協議を行うこととします。
107	業務の方針	51	4	2	(9)	イ		「建築物環境衛生管理技術者を選任すること」とありますが、法律上常駐義務はないため、本事業においても選任される建築物環境衛生管理技術者は必ずしも常駐しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
108	要求水準	51	4	2	(9)	ウ		月間管理計画を作成・提出するのは環境衛生管理業務のみという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
109	共通事項	52	4	2	(10)	ウ	(ア)	桜島噴火時(特に規模の大きい噴火を想定)の降灰に対する清掃対応が間に合わなかった場合、モニタリング評価の際は、不可抗力時の対応として評価への配慮をいただけるでしょうか。	モニタリングについて、やむを得ない事由による場合や明らかに事業者の責めに帰さない事由による場合で、かつ事前に県に連絡があった場合は、罰則点は付与しないこととしています。
110	施設清掃業務	52	4	2	(10)	ウ	(ア) a	清掃業務担当者の制服は、事業者もしくは協力会社の任意の制服でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
111	施設清掃業務	53	4	2	(10)	ウ	(ア) a	「主催者に相当数のごみ箱等を設置するように指導」とありますが、ごみの処分についても主催者が行う（持ち帰る）という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
112	要求水準	54	4	2	(12)	ウ		「大会時等に、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること」とありますが、警備の対象範囲は本施設内であり、敷地外の道路等に対する雑踏警備は不要という認識でよろしいでしょうか。	大会やイベント時の警備体制については、主催者と協議の上、対応を検討してください。 なお、雑踏警備については、要求水準書「3 運営業務」の「(2) 総合管理・運営業務」「イ 混雑時の対応」を御参照ください。
113	基本方針	55	4	3	(1)			「特定の団体等に有利又は不利になることがないよう」と記載がありますが、本事業や近隣住民、県民に不利益が生じるとされる団体等に関しては、県へ相談の上、利用の可否を判断する理解で宜しいでしょうか。	基本的には事業者の判断となりますが、県へ相談することは問題ありません。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
114	混雑時の対応	56	4	3	(2)	イ		イベント主催者が十分な混雑時の対応を行ってれば、事業者が対応する必要はありますか。	イベント主催者が十分な混雑時の対応を行っている場合、必ずしも事業者が対応する必要はありません。
115	県主催事業等への協力	56	4	3	(2)	ウ	(イ)	「災害時の避難所などの特別な事情により施設を利用する必要が生じた場合には、協力すること。」とありますが、避難所として開設された際の人件費・光熱水費等の増加費用、休館による事業者側の遺失利益等は、貴県にて負担頂けるという理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）の第40条を御参照ください。
116	県主催事業等への協力	56	4	3	(2)	ウ	(イ)	物資の受け入れとありますが、通常時は本施設での災害用備蓄品の保管は不要との理解でよろしいでしょうか。保管する場合は備蓄品の購入・管理・更新は貴県による対応との理解でよろしいでしょうか。	通常時における本施設での災害用備蓄品の保管は不要です。
117	県主催事業等への協力	56	4	3	(2)	ウ	(イ)	「運營業務に協力すること」とあるが、どの程度の協力になりますか。人的支援や費用負担が発生しますか。	大規模大会等の内容や規模に応じて、県と事業者で協議の上、決定します。
118	書類作成支援	57	4	3	(2)	ウ	(エ)	よろしければ、どのような書類提出が求められるのかご教授ください。	各種法令等の規定に基づき、事業者で判断の上、提出する必要がある書類を作成してください。
119	教育研究機関等と連携した最新のスポーツ科学の情報発信・実践的指導の提供業務	58	4	3	(4)			「県内大学などの教育研究機関等」とありますが、具体的な大学、教育研究機関の想定がありましたらご教示お願い致します。	具体的な大学・教育研究機関の想定はありません。事業者の提案とします。
120	スポーツ関係者の交流・ネットワーク拠点運營業務	58	4	3	(7)			関係者の交流・事務スペースを設置し、優先的に使用することになっていますが、予約がない場合は一般開放してもよいとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
121	維持管理・運営に関する要求水準	58	3	(7)				エンタメ・プロスポーツ・MICE等の予約スケジュールは、通常のスポーツ利用とは予約時間軸が異なるため、スポーツ利用を優先する場合、事業計画と誤差が生じると予想しますが、その許容範囲についてご教授ください。	要求水準書別紙13「予約受付の方法」に記載しているカテゴリ区分ごとに、スポーツ利用を優先していただくこととしています。よって、特段の許容範囲を設けることは想定していません。
122	広報・情報発信業務	59	4	3	(9)			広告媒体として、開設したホームページからの広告料金の徴収は可能でしょうか。	ホームページで広告料金を徴収する事業を行う場合は、自由提案事業として提案してください。なお、自由提案事業については、様式集で示す「自由提案に関する照会書」で県に照会してください。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
123	広報・情報発信業務	59	4	3	(9)			県ゆかりのトップアスリート関連の展示とのことですが、現体育館に設置されているのでしょうか。	現在の県体育館には設置していません。 白波スタジアムのメモリアルルームに設置しています。 なお、本件に係る展示規模については、事業者の提案とします。
124	広報・情報発信業務	59	4	3	(9)			誘致活動に当たっては、県内の既存施設の特性を生かし相乗効果を生み出すよう既存施設との連携も図ることとのことですが、県内の既存施設の特性についてご教示ください。	令和3年度に実施した「コンベンション・展示機能を備える施設に係る整備可能性調査」の第4章を御参照ください。
125	駐車場（本施設用地内駐車場）	60	4	3	(11)	ア		「選定事業者は～常時、駐車場内の監視を行うこと。」とございますが、監視カメラ等を整備することで警備員を常時配置する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
126	駐車場（本施設用地内駐車場）	60	4	3	(11)	ア		駐車場の料金設定について定めはなく、事業者提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙12「利用料金等の考え方」を御参照ください。
127	駐車場（本施設用地内駐車場）	60	4	3	(11)	ア		イベント主催者が十分な混雑時の対応を行っていれば、事業者が対応する必要はありますか。	イベント主催者が十分な混雑時の対応を行っている場合、必ずしも事業者が対応する必要はありません。
128	自由提案事業	62	4	3	(13)			事業者は意見交換会や競争的対話の場においてあらかじめ事業内容について確認を取ることとありますが、提案する可能性のある内容はすべて確認する認識でよろしいでしょうか。また、確認していない内容は提案できないのでしょうか。	競争的対話時に確認を行わなかった自由提案事業の提出も可能ですが、提案内容によっては当該提案を受け入れられない可能性もありますので、できる限り競争的対話時に県への確認を取っていただきたいと考えています。 なお、社会情勢の変化などのやむを得ない事情があると認められる場合は、競争的対話後に、事業内容の変更・追加など、必要に応じて協議に応じます。
129	自由提案事業	62	4	3	(13)			意見交換会における対話内容一覧No.53～56で、自由提案事業の実施者や所有者等については、検討の上、入札公告時までに示す予定との回答でしたが、あらためてお示しいただけますようお願いいたします。 自主提案施設（本体施設と一体の場合も）の所有権について、事業者（SPC）を必須とするのではなく事業者（SPC）もしくは自主提案事業者）としていただきたくお願いいたします（事業契約84条3項の整理と同様に整理いただきたく存じます）。 この点、SPCの事業計画に影響があり、資金調達やSPCへの出資判断にも影響があり対応が難しいです。	自由提案施設の所有権については、事業者（SPC）を必須とします。 なお、第三者転貸については、認めることとしています。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
130	自由提案事業	62	4	3	(13)			「②利用者の便宜を図ることを目的とする事業」とございますが、利便施設運営業務との違いをご教示ください。例えば、多目的広場内での遊具等の貸出は付帯事業に該当するという理解で宜しいでしょうか。	利便施設運営業務で求めている施設は、「飲食提供施設」、「自動販売機」が該当します。例示であげられている遊具の貸し出しは、その想定されている内容に応じて、自由提案事業または、要求水準書で求めている「スポーツ用品の販売・貸出業務」として提案いただける可能性があると考えています。
131	自由提案事業	62	4	3	(13)			自由提案事業において、予め貴県と協議できる場合は競争的対話の時と理解しています。ただ、それ以降で計画した、もしくは計画変更を希望する場合など、競争的対話後であっても検討していただけるのでしょうか。	No. 128を御参照ください。
132	自主事業（選定事業者が主催する大会・イベント、スポーツ教室等）の取扱	63	4	3	(13)	イ		スポーツ教室とございますが、スポーツ教室事業運営業務との違いをご教示ください。	運営業務として求めている「スポーツ教室事業運営業務」では、要求水準書に記載のとおり、「県民がスポーツや健康づくりを行うきっかけとするため、幼児、学生、勤労者、高齢者など様々な対象者に対して、それぞれの関心やニーズに応じた教室事業を実施すること」を目的としています。「自主事業の取扱」で記載している「スポーツ教室」は、あくまで例示として記載していますが、「スポーツ教室事業運営業務」とは異なる目的で事業者が実施する教室等を想定しています。
133	自由提案施設の整備	63	4	3	(13)	ウ		自由提案施設について、事業期間中の社会情勢や経済情勢の変化により、当初の事業計画が破綻する可能性もあると思料いたします。その場合、自由提案施設の内容についての変更又は中止について貴県と協議できるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第85条を御参照ください。
134	ネーミングライツ	63	4	3	(13)	オ		ネーミングライツ事業者が募って提案した場合であってもネーミングライツに関する契約はこの整備運営事業とは別契約となるため、ネーミングライツ契約に関するリスク分担（未収等）は、県とネーミングライツ事業者であり、選定事業者の責任は生じないという理解でよろしいでしょうか。（選定事業者構成員がネーミングライツ契約を締結した場合も同様）	御理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
135	ネーミングライツ	63	4	3	(13)	オ		選定事業者によるネーミングライツの提案を行わず、県が自らネーミングライツを導入する場合には、看板等の表示設備の設置・管理費用は貴県負担という理解でよろしいでしょうか。また、期間中、損傷などにより修繕が必要になった場合や新たに追加する場合等、事業者が管理している上で帰責がないのを前提として、貴県及び命名権者にて費用も含めご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、事業者においては、要求水準書p.63に記載のとおり、ネーミングライツパートナーが定める愛称の定着に努めるものとし、事業者が行う本施設の広報等において当該愛称を用いるとともに、イベント等の広報等において愛称が使用されるよう、主催者や施設利用者等に徹底するものとします。
136	事業期間終了後の自由提案施設の取扱い	64	4	3	(13)	ク		自由提案施設において、第三者への業務委託で実施した場合、その第三者の事業者が継続して事業を行うことを、新しい事業者との協議において承諾された場合であっても、今回の事業終了に伴った撤去作業が必要でしょうか。	御指摘の場合などにおいては、事業者と協議を行った上で、事業者は撤去等は行わず、県が無償で譲り受けることを想定しています。
137	事業期間終了後の自由提案施設の取扱い	64	4	3	(13)	ク		「ただし、県と事業者の協議により、自由提案施設を県が無償で譲り受ける場合がある。」とありますが、33頁(エ) 什器・備品等の調達・設置の4点目に「なお、事業期間終了後に～県が買い取る可能性もあるものとする。」とございます。自由提案施設につきましても、独立での整備及び本施設との一体整備に関わらず、貴県との協議により、買い取っていただく可能性をご検討いただけますと幸いです。	自由提案施設を県で買い取ることは想定していません。
138	事業期間終了後の自由提案施設の取扱い	64	4	3	(13)	ク		自由提案施設を県が無償で譲り受ける場合とはどのような場合をご想定かご教示ください。	自由提案施設については、要求水準書p.64に記載のとおり、「本施設とは独立して整備した場合には、施設を撤去し更地にし、本施設と一体のものとして整備した場合には、内装等の撤去を行った状態で、県に返還すること。」としておりますが、事業期間終了後も、利用者の利便性等の観点から、引き続き自由提案施設の活用を行う必要があると判断した場合などは、事業者と協議を行った上で、事業者は撤去等は行わず、県が無償で譲り受けることを想定しています。
139	別紙3 敷地測量図							現状の地盤高さが読み取れないため、高低測量図を頂けますでしょうか。	現状の地盤高さに関しては、別紙05_地盤調査報告書の地質断面図を御確認ください。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
140	別紙6 地中埋設物リスト							現状の地盤高さからの各埋設物の埋設深さをご教授頂けますでしょうか。また公表されている地中埋設物以外のもの、または公表されている以上のものが見つかった場合は県負担考えてよろしいでしょうか。	埋設物は、0.8m～1.4mの深さに埋設されている見込みです。公表されている地中埋設物以外のもの等が判明した場合の取扱いについては、事業契約書（案）の第17条及び第18条を御参照ください。
141	別紙6 地中埋設物リスト							お示し頂いた地中埋設物につきまして、現状地盤面からの埋設深さについてお示しください	埋設物は、0.8m～1.4mの深さに埋設されている見込みです。
142	別紙6 地中埋設物リスト							お示し頂いた地中埋設物につきまして、全撤去する場合の費用が事業費の中に見込まれていない場合、別途実費精算頂けると考えて宜しいでしょうか。	別紙6に示された地中埋設物を撤去するか否かは事業者の提案としますが、撤去する場合は、予定価格の範囲内で実施していただくことを想定しており、別途実費精算とすることは考えていません。 なお、別紙6に示された地中埋設物が実際と一致しないことなどが発見された際は、事業契約書（案）の第17条及び第18条の規定に従い対応します。
143	別紙6 地中埋設物リスト							お示し頂いた地中埋設物以外の地中埋設物やお示しされた以上の地中埋設物があった場合、その対応による工事費増大や工期延長については、御県のご負担と考慮して宜しいでしょうか。	事業契約書（案）の第17条及び第18条を御参照ください。
144	別紙6 地中埋設物リスト							お示し頂いた地中埋設物につきまして、計画に支障がない箇所につきましては残置したままで事業を行い、残置のままで事業を終了しても宜しいでしょうか。	残置のままで事業を終了して問題ありません。
145	別紙7 アリーナレイアウト仕様							要求水準書 別紙7「アリーナレイアウト資料」に競技コートのクリアランスの記載がありますが、例えばプロスポーツとして運用する際にセンターコート回りのクリアランスは、可動席、移動席との間のスタッフや関係者用の通路スペースを見込んだ数値との理解でよろしいでしょうか。	当該クリアランスはあくまで国体基準に準じた最小クリアランスです。 プロスポーツ運用時の必要なクリアランスについては、必要なスペースを確保した上で、事業者の提案とします。
146	別紙9 必要諸室及び仕様	1	1					メインアリーナの床仕様 『体育館用長尺弾性塩ビシートをコンクリートスラブに直接敷設することは不可』とございますが、スポーツ用の鋼製軸組衝撃吸収下地を想定しているのでしょうか。同等の衝撃吸収性能であれば鋼製軸組衝撃吸収下地で無くても良いのでしょうか。	スポーツ利用を想定した鋼製床組みを想定しています。 なお、これと同等の機能を満たしている場合、コンクリートスラブに直接体育館用長尺弾性塩ビシートを敷設しないことを条件に、代替の下地も提案可能とします。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
147	別紙9 必要諸室及び仕様	1	2					1. メインアリーナ観客席の特記事項として、プロスポーツやコンサート等の開催を想定し8,000席以上の観客席（可動席、移動席含む）とあります。VリーグやBリーグ、コンサート等で座席配置は異なりますが、想定するすべてのプロスポーツ（Vリーグ、Bリーグ）で8,000席以上との趣旨でしょうか。 また、記載されている可動席、移動席はあくまで参考で、固定席を含めた座席種別の比率は事業者の提案としてよろしいでしょうか。 （固定席を4,300席程度とした場合、アリーナ内の可動席、移動席で3,900席の確保は困難なように思えます）	御理解のとおりです。
148	別紙9 必要諸室及び仕様	1	2					2. メインアリーナ観客席の項目に、「フルコート使用時・センターコート使用時それぞれにおけるサイトラインに配慮した計画とすること」とありますが、可動席を用いたアリーナの計画ではフルコート使用時のサイトラインの確保が困難かと思われます。フルコート使用時のサイトラインについての条件をお示しください。	フルコート使用時のサイトラインについては、後方の観客席から、観客席側のコート手前以外はサイトラインが確保されているなど、合理的な範囲で確保してください。
149	別紙9 必要諸室及び仕様	2	3					VIPラウンジは、オープンラウンジでは無く、個室のVIP室を想定していますか。Bリーグ規定のラウンジとは別計算でしょうか。	VIPラウンジは個室を想定しています。 このVIPラウンジがBリーグ規定に示されたスイート・ラウンジの基準を満たす場合は、スイート・ラウンジとの兼用も可とします。
150	別紙9 必要諸室及び仕様	2	7					サブアリーナにおける分割利用できる照明設備、指向性に配慮した音響設備、調光、吊りボタン等については利用頻度は少ないものと思慮します。県民利用において問題ない範囲での仕様変更を認めていただけませんか。	現行の記載のとおりとします。
151	別紙9 必要諸室及び仕様	2	8					8. サブアリーナ観客席に、「当該フロアの全周からサブアリーナを立ち見で観覧できる、幅2.5m以上の観覧スペースを設ける」とあります。この立見観覧スペースは、観客席数500席には含まないという理解でよろしいですか。また、この立ち見観覧スペースの設置の趣旨をご教示ください。	立見観覧スペースは、観客席数500席には含みません。 立見スペースは、様々なスポーツ大会やイベントに柔軟に対応するために設けています。



■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
152	別紙9 必要諸室及び仕様	3						屋外アプローチデッキ（2階）に関して、四方からアクセスできるよう、施設を囲むアプローチデッキを設けることとありますが、四方からのアクセスが確保できていれば、施設周囲全てではなく、部分的な設置も可能でしょうか。	アプローチデッキについては、別紙9の特記事項に加え、要求水準書「第2施設整備に関する要求水準」「2施設計画に関する要求水準」などで求めている水準を満たしていれば、必ずしも施設全てを囲む必要はありません。ただし、アプローチデッキについては、将来的に、鹿児島港本港区エリアコンセプトプランに基づき、事業用地外の周辺施設からの連絡通路が整備されることを想定し、どの方向からも接続可能な仕様としてください。
153	別紙9 必要諸室及び仕様	3	12					武道場の観客席について、特に剣道利用では席があることで防具袋や竹刀袋を置くような場合、利用し難いことが考えられます。常設400席ではなくスペースの確保としてご検討いただけませんかでしょうか。	観客席については、仮設観客席でも可とします。ただし、400席程度の観客席に対応した空調設備等は計画してください。
154	別紙9 必要諸室及び仕様	3	47					面積が「適宜」となっていますが、最低限必要となる幅員をご教示ください。	関係法令を遵守し、要求水準書別紙9の特記事項などを満たした上で、事業者の提案とします。
155	別紙9 必要諸室及び仕様	3	47					4_7_屋外アプローチデッキに、「スポーツ・コンベンションセンターに四方からアクセスできるよう、施設を囲むアプローチデッキを設けること。」とあります。将来の敷地外部からのアプローチ方向を事業者側で想定した上で、アプローチデッキの整備範囲を限定した提案は可能でしょうか。	No.152を御参照ください。
156	別紙10 成果品リスト	1	1	2				模型（縮尺1/400程度、大きさ1㎡程度）について、実施設計完了時ではなく基本設計完了時とする理由をご教示ください。	実施設計完了時とし、要求水準書別紙10「成果品リスト」を修正します。
157	別紙11 什器・備品リスト	8						「持込み備品一覧」とありますが、こちらは事業者で調達不要の備品。との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
158	別紙12 利用料金等の考え方							貸出料金としての空調や照明代、各種施設備品の貸出料金・使用料は事業者で提案することによろしいでしょうか。もしくは施設利用料込でのお考えでしょうか。	付帯設備の利用料金及び「スポーツ用品の販売・貸出業務」に係る料金については、事業者の提案とします。施設備品については、料金の徴収は行わず、希望者への貸し出しを行ってください。
159	別紙12 利用料金等の考え方	2	2	(1)	ア			「土日祝日の利用料金の設定は、上記上限金額の1.2倍以内にとすること。（会議室を除く）」とございますが、土日祝日の会議室の利用料金は1.2倍以上に設定しても構わないという理解で宜しいでしょうか。	会議室の利用料金は、平日と土日祝日で同一の料金となることを想定しています。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
160	別紙12 利用料金等の考え方	5	7					減免率の5割相当という表現は5割以上との認識でよろしいでしょうか。	5割以上ではなく5割程度を想定しています。
161	別紙13 予約受付の方法							スポーツ大会と多目的利用（MICE）の繁忙期は、いずれも秋となる思われますが、予約の受付については、先着順で問題ないですか。（もちろん、定期的に秋に開催されるスポーツ大会があれば考慮します）	別紙13「予約受付の方法」の「2 利用申請区分」の(1)、(2)にある通り、カテゴリー1及びカテゴリー2の優先予約については、先着順ではなく、利用調整会議を経て決定します。
162	別紙13 予約受付の方法	1						プロスポーツの優先予約カテゴリーについてご教示ください。	カテゴリー2の「その他多目的利用」の1つとして取り扱うこととしています。
163	別紙13 予約受付の方法	1						優先予約のカテゴリー1からプロスポーツが削除されておりますが、プロスポーツはカテゴリー1との考えでよろしいでしょうか。	No.162を御参照ください。
164	別紙13 予約受付の方法	1						自主事業として事業者が実施する大会・イベント、スポーツ教室等の予約のカテゴリーは事業者の提案による。との理解でよろしいでしょうか。	別紙13の考え方に基づいて、事業規模に応じた予約を実施してください。
165	別紙13 予約受付の方法	1	1	(1)				利用調整会議について、貴県も参加者との理解でよろしいでしょうか。	利用調整会議に県が参加することは想定していません。
166	別紙13 予約受付の方法	1	1	(1)				貴県と協議の上で決定ということは、施設貸出についての最終決定者は事業者でなく、貴県との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
167	別紙13 予約受付の方法	1	2	(3)				専用利用の一般予約や個人利用の受付方法に指定はありませんでしょうか。（先着順や抽選会の実施等）	要求水準書や別紙13に記載の要求水準を満たす限りにおいて、事業者提案とします。
168	別紙14 自由提案事業等に係る 使用料等の取扱いについて	1	1	(2)				県が支出する経費相当額は、1から4の算定方法（年額）に記載されている単価に含まれていない場合、その額をご教示ください。	「県が支出する経費相当額」は、自由提案事業に係る経費のうち、光熱水費や保険料など、事業者が負担すべき費用について、会計処理上、サービス購入費に含める必要がある場合に、これらの額を使用料等として、県に納入していただくことを想定しています。 自由提案事業に係る費用の支払いが、全て事業者となり、棲み分けられる場合は、「県が支出する経費相当額」は想定されません。 詳細は、事業者の提案内容を踏まえ、事業者選定後に協議します。

■要求水準書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
169	別紙15 ネーミングライツ（命名権）	5	4	(2)				本項における「優先交渉者」は一般発注におけるネーミングライツ命名権の優先交渉者を指すものと思料します。本事業の場合のネーミングライツパートナーが決定される時期をご教示ください。	現段階では未定です。